

2020

# 化管法に基づくSDS・ ラベル作成ガイド

～事業者向けGHS分類ガイダンス・  
GHS混合物分類判定システム～

# 目次

<b>パート A リスク評価の概要</b> .....	<b>1</b>
1 はじめに.....	1
2 化学物質のリスクとは.....	2
3 リスク評価について.....	4
3.1 シナリオ設定（ステップ1）.....	4
3.2 化学物質の有害性評価（ステップ2）.....	5
3.3 化学物質のばく露評価（ステップ3）.....	7
3.4 リスク判定（ステップ4）.....	8
4 リスクに基づく適切な化学物質管理.....	9
4.1 リスクの管理.....	9
4.2 リスク評価結果の活用.....	10
5 化学物質のリスク評価関連ツール.....	11
<b>パート B 化管法に基づく SDS 制度</b> .....	<b>12</b>
1 化管法の概要.....	12
1.1 化管法とは.....	12
1.2 化管法の構成.....	12
1.3 化管法に基づく SDS 制度の概要.....	13
1.4 SDS 制度の経緯.....	14
2 GHS とは.....	17
2.1 国連 GHS 制定の背景.....	17
2.2 国連 GHS の概要.....	17
2.3 GHS の危険有害性クラス及び GHS で使用する絵表示.....	18
3 化管法に基づく SDS 制度について.....	20
3.1 化管法に基づく SDS 制度の対象となる事業者.....	20
3.2 化管法に基づく SDS 制度の対象となる指定化学物質.....	22
3.3 化管法に基づく SDS 制度の対象製品.....	23
3.4 化管法に基づく SDS の提供について.....	24
3.5 化管法に基づく SDS 及びラベルの記載項目.....	25
3.5.1 化管法に基づく SDS の記載項目.....	25
3.5.2 化管法に基づくラベルの記載項目.....	26
4 化管法に基づく GHS 分類と SDS 及びラベルの作成.....	27
4.1 化管法に基づく SDS 及びラベルの作成にあたり確認・準備すべきこと.....	27
4.2 化管法に基づく GHS 分類について.....	29
4.2.1 事業者向け GHS 分類ガイダンス.....	29
4.2.2 GHS 分類判定に利用可能な情報源.....	30
4.2.3 GHS 分類ガイダンスにおける独自の分類結果の表現方法.....	31
4.3 化管法に基づく SDS の作成方法.....	32
4.4 化管法に基づくラベルの作成方法.....	48
4.5 GHS 混合物分類判定システム.....	51
4.5.1 GHS 混合物分類判定システムの主な機能.....	51
4.5.2 GHS 混合物分類判定システム利用にあたっての留意点.....	53

## このガイドについて

このガイドは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法、以下「化管法」）に基づく安全データシート（以下「SDS」）及びラベルの作成についての理解及び推進を目的に作成されました。

パート A では、化学物質のリスク評価の概要について解説し、化学物質管理についての理解を深める内容となっています。

パート B では、化管法及び化管法に基づく SDS 制度について説明し、「事業者向け GHS 分類ガイダンス」を用いた GHS 分類について解説しています。また、混合物の GHS 分類の実施を支援するためのツール「GHS 混合物分類判定システム」についても紹介しています。

## パート A リスク評価の概要

### 1 はじめに

私たちの身の回りには様々な化学物質があり、暮らしを豊かにしています。しかし、事業活動における製造や使用等の段階で、化学物質の適切な管理がなされずに、事業所から化学物質が大気や水などの周辺環境に排出された場合、人の健康や環境中の生物に望ましくない影響を及ぼす可能性（リスク）があります。

このため、化管法では、事業者のみなさんに対し、法で指定された化学物質の自主的な管理の改善の促進を求めています。また、事業者が自らの化学物質管理の状況を周辺住民等にわかりやすく伝え、理解を深めるように努める（リスクコミュニケーションを行う）ことも求めています。

これらの化学物質の自主的な管理やリスクコミュニケーションを行っていくためには、事業所から排出された化学物質の周辺環境における人の健康や環境中の生物に対するリスクを把握し、リスクの大きいものは優先してそのリスクを削減していくことが重要です。

本パートは、化学物質を取り扱う事業者のみなさんに、リスクを把握するためのリスク評価のイメージを掴んでもらうことを目的に、簡単にリスク評価の概要を紹介するものです。

さらに詳しくリスク評価の方法等について理解したい方は、以下に例示する資料を適宜ご参照ください。

「化学物質のリスク評価について（よりよく理解するために）」<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup>化学物質のリスク評価について（よりよく理解するために）（独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）） <https://www.nite.go.jp/chem/shiryo/yoriyoku.html>

## 2 化学物質のリスクとは

化学物質のリスクは、その化学物質の有害性の強さと人や環境中の生物がその化学物質にさらされる量（ばく露量）により決まります。

化学物質の有害性は、化学物質固有の性質で、化学物質を安全なものとは有害なものとは分けることはできません。例えば、有害性の強い化学物質であっても、ばく露量が十分に少なければリスクは小さく、逆に有害性の弱い化学物質であってもばく露量がかかり多いとリスクは大きくなります。

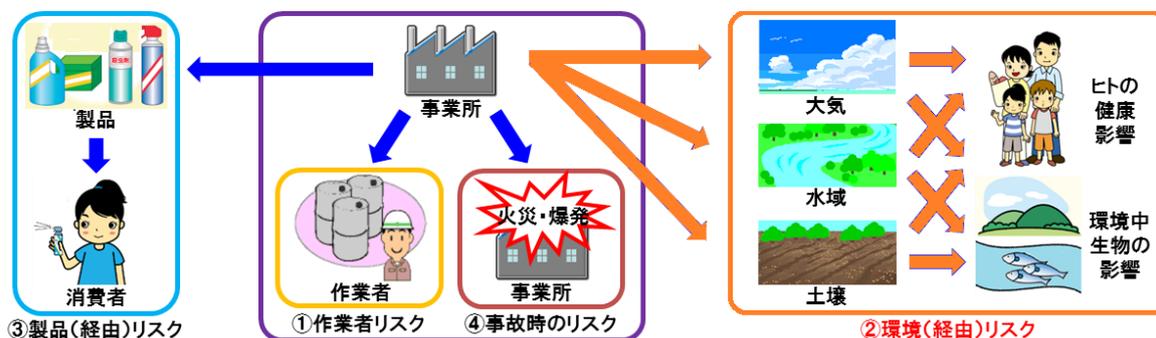
そのため、ある化学物質が実際に人や環境中の生物に望ましくない影響を与えそうかどうかを判断するためにはリスクの大きさを把握すること（リスク評価）が必要になります。

**リスク = 「有害性(ハザード)」と「ばく露量」の比較**

## 化学物質の環境リスクについて

化学物質にさらされる（ばく露）経路には、呼吸による吸入、飲食等による摂取、皮膚への直接的接触などがあります。

このガイドでは、事業所から環境中（大気、水など）に排出された化学物質によって、人の健康及び環境中の生物に生じるリスク（以下、このガイドでは「環境リスク」と呼びます）を考えます。



### ①作業所へのリスク

作業者が、取り扱っている化学物質を吸い込んだり、接触したりすることで、作業者の健康に生じるリスク

### ②環境（経由）リスク

大気や水域などの環境中に排出された化学物質によって、周辺環境における人の健康及び環境中の生物に生じるリスク

### ③製品（経由）リスク

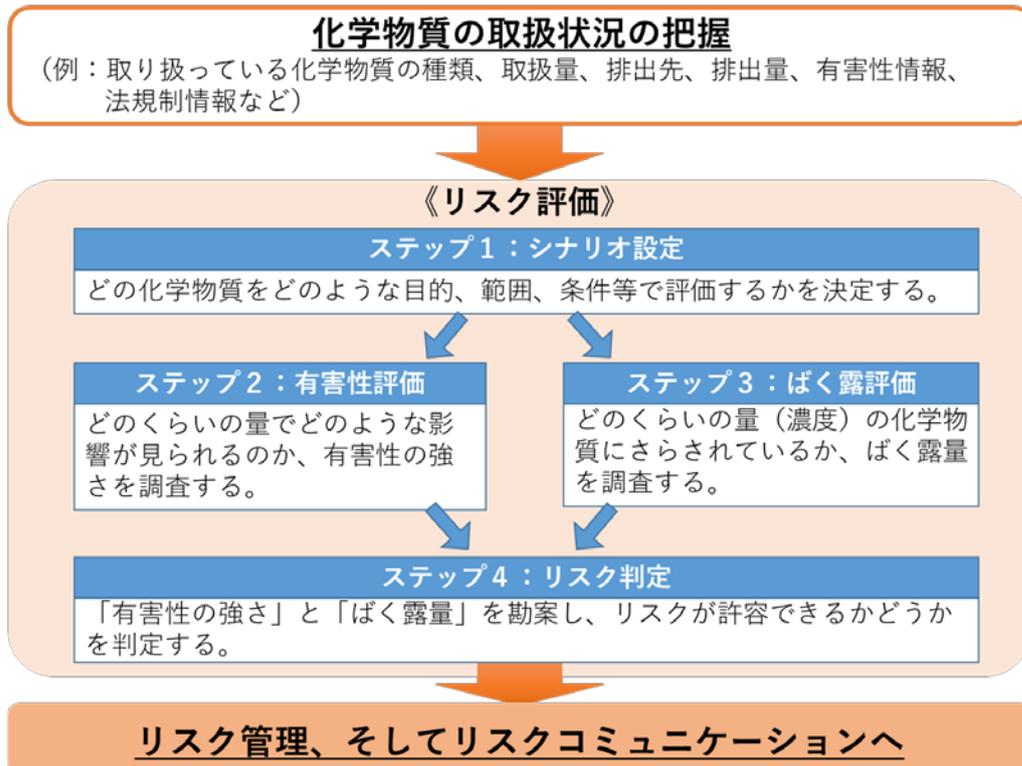
製品に含まれる化学物質によって、人（消費者）の健康及び環境中の生物に生じるリスク

### ④事故時のリスク （フィジカルリスク）

爆発や火災などの事故によって、設備や建物などの物（財）、及び人の健康（人命）や環境中の生物に生じるリスク

### 3 リスク評価について

化学物質の有害性とばく露量の両方を調べて、人の健康や環境中の生物に影響が生じるかどうかを明らかにすることを「化学物質のリスク評価」といいます。このガイドブックでは事業者が導入しやすい化学物質の環境リスク評価の基本的な考え方や手順の例として、以下のステップ1～4の4つのステップで実施する方法を紹介します。



#### 3.1 シナリオ設定（ステップ1）

化学物質の環境リスクを評価する方法は事業所のおかれた状況によって様々です。まず、その状況に応じてリスク評価の目的を明確にします。また、有害性やばく露量は、化学物質ごとに異なるため、リスク評価の前提となる条件を整理する必要があります。シナリオ設定では、以下の①～④について検討します。

- ① リスク評価の対象とする化学物質の選定
- ② 影響を受ける対象の選定（評価する地域、ヒト、生物の選定）
- ③ 化学物質の排出条件と排出先の把握
- ④ ばく露の道筋と経路の検討

## 3.2 化学物質の有害性評価（ステップ2）

対象とする化学物質について、「どのような有害性を示すか、有害な影響がどのくらいのばく露量で生じるか」を調べることを「有害性評価」といいます。

まず、既存情報からその化学物質がどのような有害性（例えば、慢性毒性、発がん性など）を示すかについて調べます。有害性を示すかといった有害性情報については、以下①～③の情報源から入手することが可能です。

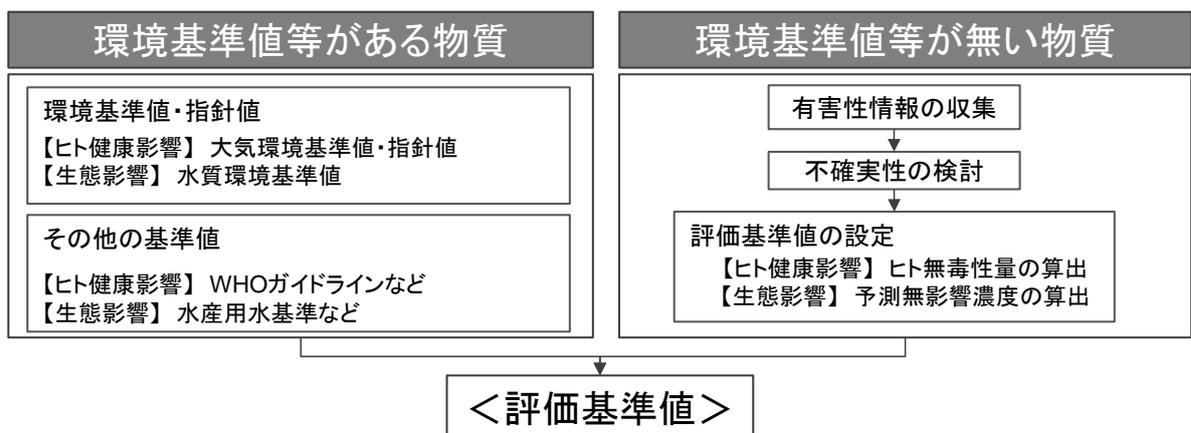
- ① SDS（Safety Data Sheet）
- ② 既存の有害性評価書及びリスク評価書
- ③ 有害性情報に関するデータベース

次に、有害な影響がどのくらいのばく露量で生じるかを調べます。

動物試験等のデータなどから、「動物に対して有害な影響を示さない量（NOEL等）」を求め、この結果をヒトに適用する場合の不確実性など（ヒトとの種差、個人差など）を考慮して、「ヒトに対して有害な影響を示さない量」を求めます。

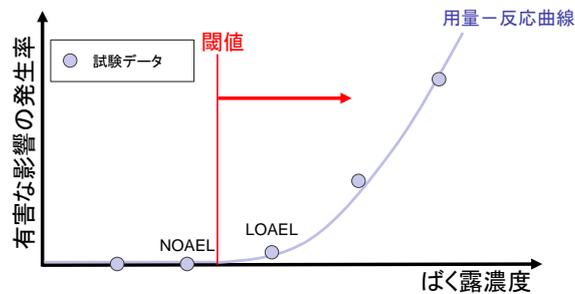
ヒトや生物に対して有害な影響を示さない化学物質の量を「評価基準値」といいます。「評価基準値」として設定することができるデータは、動物試験の結果をヒトに適用した量、大気環境基準や指針値となります。例えば、環境基準値等がある物質については、基準値を評価基準値に設定することが可能です。国内で基準値などが設定されていない場合は、世界保健機関（WHO）のガイドライン値などを参考にすることもできます。

また、環境基準値等が無いような物質については、有害性情報の収集等を実施し、評価基準値を設定します。

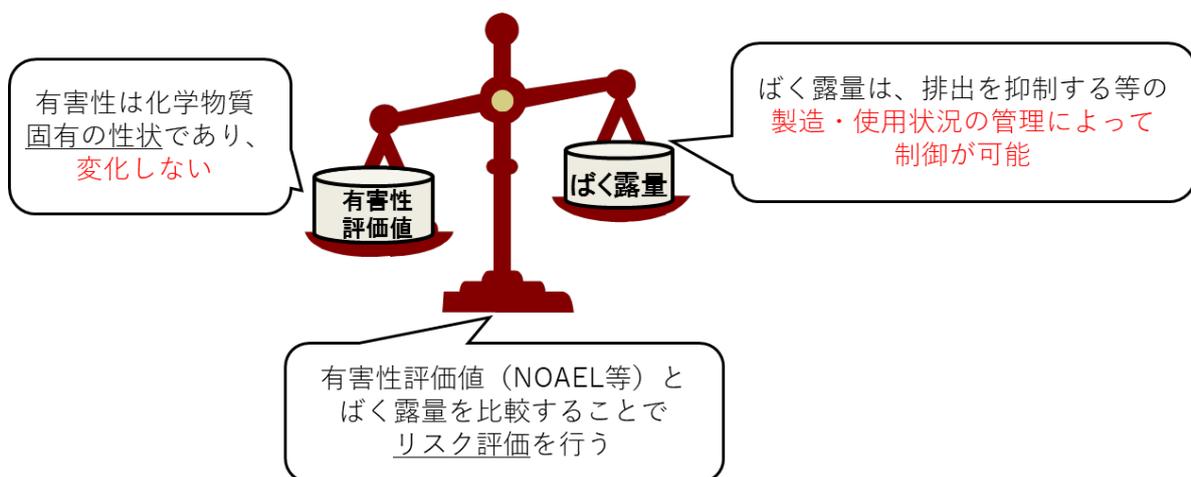


## 最小毒性量（LOAEL）と無毒性量（NOAEL）

最小毒性量（LOAEL）とは、複数の用量を投与した毒性試験において有害な影響がみられた最小の用量です。無毒性量（NOAEL）とは複数の用量を投与した毒性試験において有害な影響が認められない最大の用量です。基本的に、NOAEL を評価基準値に設定しますが、試験が動物試験であったり、試験結果がLOAELであったりする場合は、不確実係数をかけた値を評価基準値とします。



出典：経済産業省 化学物質のリスク評価のためのガイドブック(実践編)



### 3.3 化学物質のばく露評価（ステップ3）

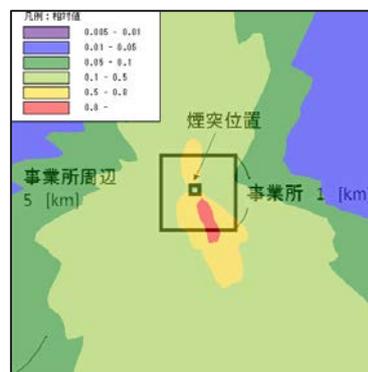
「実際にどのくらいの量（濃度）の化学物質にさらされているのか」を推定することを「ばく露評価」といいます。「ばく露評価」では、対象とした化学物質が影響を受ける対象へ至る道筋（ばく露経路）とばく露する量（濃度）を求めます。例えば、大気中へ排出された化学物質による健康影響のリスク評価では、比較的低濃度の化学物質に長期間さらされる場合に生じる影響を評価します。そこで、「1年間を通じて、人が平均的に吸い込む濃度」をばく露量として求めます。



ばく露量は、実測値あるいは数理モデル（PRTRデータの活用、経済産業省低煙源工場拡散モデル（以下、METI-LIS）の活用等）を用いて推計します。数理モデルでは、拡散方程式等に基づいて環境媒体間の分配や媒体中の物質の移動、拡散、分解等を考慮して環境中濃度を推計します。例えば、事業所周辺の大気中濃度を推計する際には、METI-LISは、大気中濃度を推計するプルームパフモデルであり、事業所周辺の濃度を推計するとともに、計算結果の濃度分布を視覚的に表示することが可能です。

<イメージ>

METI-LISの計算結果（濃度分布図）

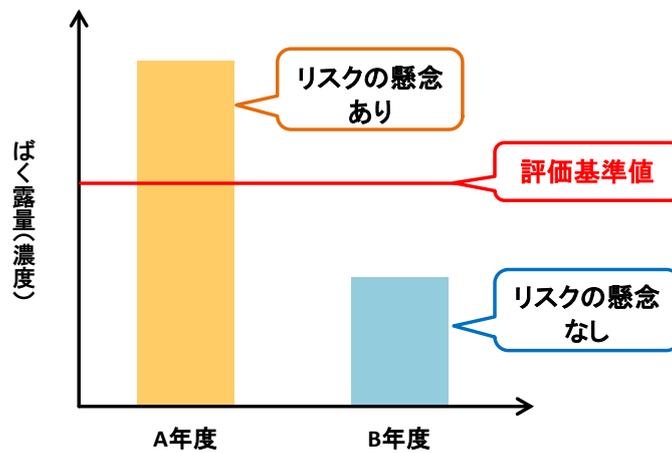


### 3.4 リスク判定（ステップ4）

リスクの判定は、ステップ2で設定した評価基準値と、ステップ3で推定したばく露量（濃度）を比較して行います。推定されたばく露量（濃度）が評価基準値より高いかどうかをみることにより、環境リスクが懸念されるかどうかを判定します。リスク判定の結果をリスク管理の優先順位を考えるときの参考として活用することが出来ます。

**リスク判定の基準**

評価基準値  $\leq$  推定ばく露量(濃度)  $\Rightarrow$  リスクの懸念あり  
評価基準値  $>$  推定ばく露量(濃度)  $\Rightarrow$  リスクの懸念なし

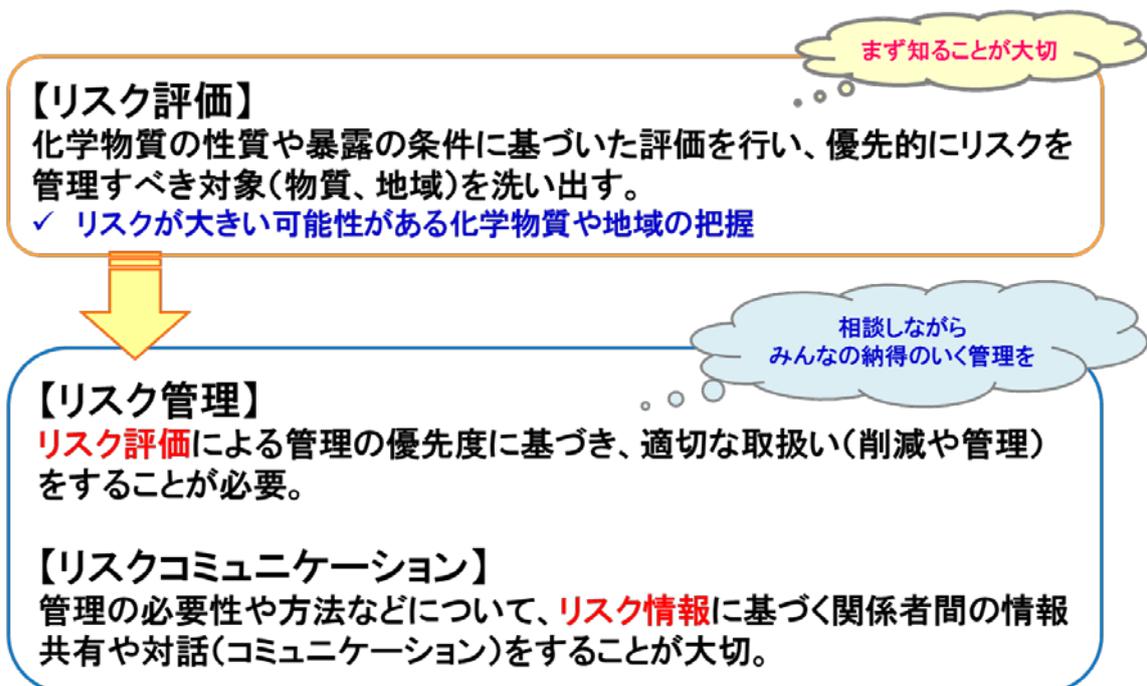


## 4 リスクに基づく適切な化学物質管理

### 4.1 リスクの管理

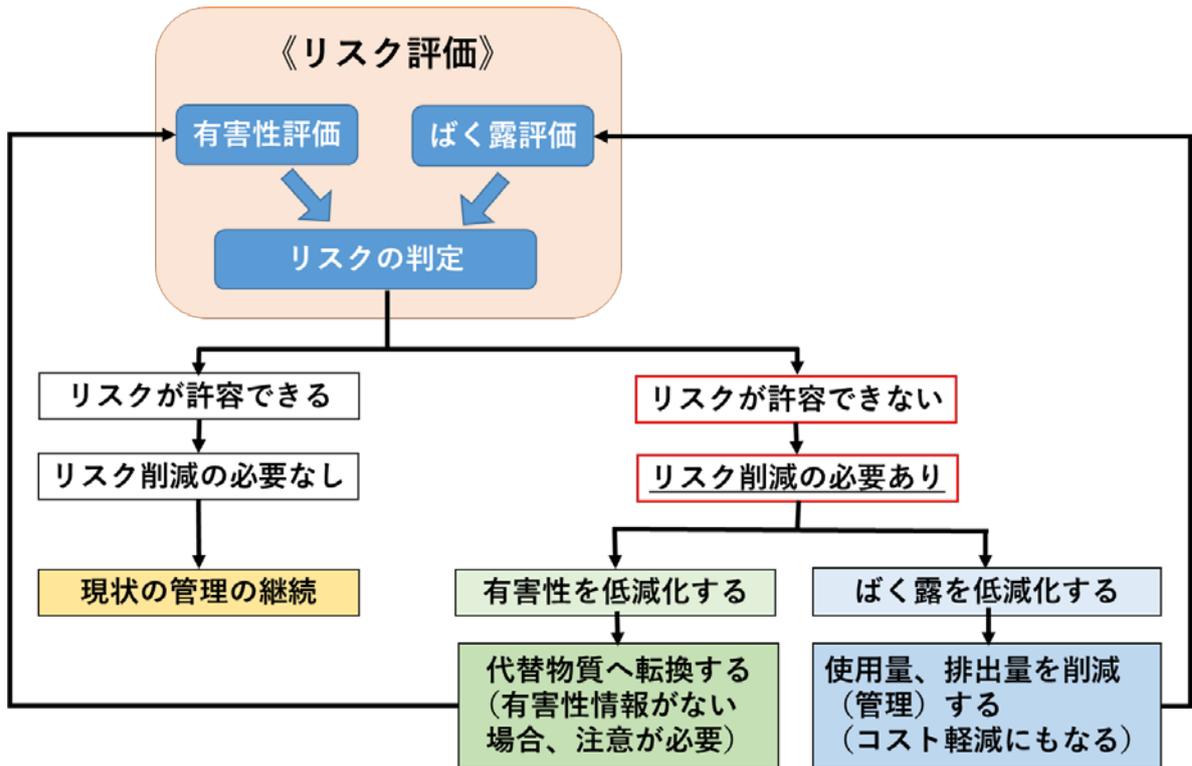
<リスクに基づく適切な化学物質管理>

- 化学物質による人の健康や環境中の生物への影響を科学的手法により明らかにする。(リスク評価)
- 得られたリスク評価結果からリスクの内容を分析して、リスクが許容できるかどうかのレベル設定を行い、そのリスクを超えないように管理する。(リスク管理)
- リスク評価及びリスク管理の一連の情報の根拠を付して、社会に向けてわかりやすく提示する。(リスクコミュニケーション)



## 4.2 リスク評価結果の活用

リスク評価の結果を判断材料に、化学物質の適切な扱いについて検討し、リスクを削減することが必要です。その際、リスクを削減するために、有害性（ハザード）を低減したり、ばく露を低減させたりすることが手段としてあります。また、削減したリスクについて、再び評価を行い、リスクが削減されたことを確認することが重要です。



## 5 化学物質のリスク評価関連ツール

ばく露評価に活用可能な、化学物質の大気中の濃度を推定するツールを以下に紹介します。

### 5.1 PRTR マップ<sup>2</sup>

PRTR マップは「濃度マップ」、「排出量マップ」から構成されています。

「濃度マップ」は大気中推定濃度を 5 km×5 km 又は 1 km×1 km のメッシュごとに濃度に応じて色分け表示するマップです。大気中推定濃度は PRTR データや年間気象データ等を基データとし、AIST-ADMER を用いて算出しています。これにより、大気中推定濃度の分布や選択した地域の大気中推定濃度を調べることができます。この濃度を化学物質のリスク評価におけるばく露評価（3.3 参照）に使用することができます。

### 5.2 AIST-ADMER（産総研—ばく露・リスク評価大気拡散モデル）<sup>3</sup>

化学物質の大気環境濃度推定及びばく露評価を行なうモデルと一連のシステムで大気中の濃度を、排出量と気象条件から計算できます。

日本全国の任意の地域において、5 km×5 km グリッド（局所的に最高 100 m×100 m まで可能）の高い空間解像度で、月平均濃度や年平均濃度を推定することができます。

Google Earth の衛星写真上での濃度マップ表示など、ばく露評価に便利な機能を搭載しています。

### 5.3 METI-LIS（経済産業省低煙源工場拡散モデル）<sup>4</sup>

工場・事業所などの煙突などから排出される化学物質が周辺 10 km 程度の範囲でどのような濃度分布をとるかを計算する拡散計算ソフトです。

高煙突ばかりでなく、低い位置にある排出源からの化学物質を、実際の気象状況や事業場における建物の配置に即して、濃度の分布をコンター図として表示し、把握することが可能です。

<sup>2</sup> 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) PRTR マップ <https://www.prtmap.nite.go.jp/prtr/top.do>

<sup>3</sup> 国立研究開発法人産業技術総合研究所(AIST) AIST-ADMER <https://www.aist-riss.jp/software/20311/>

<sup>4</sup> 一般社団法人産業環境管理協会(JEMAI) METI-LIS <http://www.jemai.or.jp/tech/medi-lis/download.html>

## パート B 化管法に基づく SDS 制度

### 1 化管法の概要

#### 1.1 化管法とは

化管法は、PRTR 制度及び SDS 制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。化管法は、平成 11 年 7 月 13 日に制定されました。

#### 1.2 化管法の構成

化管法は以下のように構成されています。

法律
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 第 1 章 総則 第 2 章 第一種指定化学物質の排出量等の把握等 (→PRTR 制度) 第 3 章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等 (→SDS 制度) 第 4 章 雑則 第 5 章 罰則 附 則
政令
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令
省令
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則 第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令 指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令 (化管法 SDS 省令)

法令の詳細については、化管法の法令集<sup>5</sup>をご参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/information/info1.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info1.html)

<sup>5</sup> 化学物質排出把握管理促進法 法令集 [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/information/info1.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info1.html)

### 1.3 化管法に基づく SDS 制度の概要

化管法では、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、化管法で指定された化学物質又はそれを規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡又は提供する場合、SDSにより、その指定化学物質又はそれを規定含有率以上含有する製品の特性及び取扱いに関する情報を事前に提供することを義務づけるとともに、ラベルによる表示に努めるよう規定しています。

事業者間で化管法に基づく SDS の提供及びラベルによる表示を行って頂くことにより、自らが使用する指定化学物質又はそれを規定含有率以上含有する製品について必要な情報を入手し、適切な管理に役立てていただくことを目的としています。

平成 24 年に、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）の導入の促進を目的として化管法 SDS 省令等の改正が行われました。化管法 SDS 省令の改正により、SDS の記載項目を GHS に対応した 16 項目に拡大、指定化学物質について、新たにラベル表示に関する努力義務を追加、また、SDS 及びラベルの作成・提供に際しては、JIS Z 7253（「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル,作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」）に適合する方法で行うことを努力義務としました。

#### MSDS から SDS へ

平成 24 年 3 月に、従来の JIS Z 7250（「化学物質等安全データシート（MSDS）—内容及び項目の順序」）と JIS Z 7251（「GHS に基づく化学物質等の表示」）を統合して GHS に対応する JIS Z 7253（「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル,作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」）が制定されました。この際、安全データシートの名称も「MSDS」から国連 GHS 文書で定義されている「SDS」に変更されました。

## 1.4 SDS 制度の経緯

	国内法令			国際調和	国内規格					
	化管法	安衛法	毒劇法	GHS	JIS Z 7252 (GHS分類 方法)	JIS Z 7250 (MSDS)	JIS Z 7251 (表示)	JIS Z 7253 (情報伝達)		
平成10年度 以前		昭和47年 ラベル表示義務	昭和25年 容器・被包への 表示義務							
平成11年度 (1999)	平成12年3月					JISZ7250:2000 制定				
平成12年度 (2000)	化管法 (MSDS提供 義務) 施行	平成12年4月 安衛法 (MSDS提供 義務) 改正	平成13年1月 毒劇法 (MSDS提供 義務) 施行令 改正							
平成13年度 (2001)										
平成14年度 (2002)										
平成15年度 (2003)				平成15年7月 国連欧州経済委 員会(UNECE) がGHSを策定、 発行						
平成16年度 (2004)										
平成17年度 (2005)				改訂 初版		JISZ7250:2005 改訂				
平成18年度 (2006)		平成18年12月 安衛法(GHS ラベル表示義 務) 施行					JISZ7251:2006 制定			
平成19年度 (2007)				改訂 2版						
平成20年度 (2008)										
平成21年度 (2009)				改訂 3版	JISZ7252:2009 制定					
平成22年度 (2010)					「GHSに基づく 化学物質等の分 類方法」	JISZ7250:2010 改訂	JISZ7251:2010 改訂			
平成23年度 (2011)		安衛則・指針 改正公布	平成24年3月通知 ④	改訂 4版				平成24年3月 統合※		
平成24年度 (2012)	平成24年4月 化管法省令・指針 改正公布 平成24年6月 ① 指定化学物質 (純物質) に ついて施行	平成24年4月 安衛則・指針 改正 (SDS・ラベ ル努力義務) 施行				JISZ7250 :2005 (廃止: 平成27年 12月31日 暫定期間 終了)	JISZ7250 :2010 (廃止: 平成28年 12月31日 暫定期間 終了)	JISZ7251 :2006 (廃止: 平成27年 12月31日 暫定期間 終了)	JISZ7251 :2010 (廃止: 平成28年 12月31日 暫定期間 終了)	JISZ7253:2012 制定(暫定期間: 令和4年5月24 日)「GHSに基 づく化学品の危 険有害性情報の 伝達方法-ラベ ル、作業場内の 表示及び安全 データシート (SDS)」
平成25年度 (2013)				改訂 5版	平成26年3月 JISZ7252:2014 改訂 (暫定期間:令 和4年5月24日)					
平成26年度 (2014)		安衛法改正								
平成27年度 (2015)	平成27年4月 指定化学物質 を規定含有率 以上含む製品 について施行	安衛則・指針 改正公布		改訂 6版						
平成28年度 (2016)		平成28年6月 ③ 安衛則・指針 改正								
平成29年度 (2017)		(ラベル義務 拡大・リスク アセスメント 義務) 施行		改訂 7版						
平成30年度 (2018)					改訂				改訂	
令和元年度 (2019)				改訂 8版	令和元年5月 JISZ7252: 2019				令和元年5月 JISZ7253: 2019	
令和2年度 (2020) 以降	化管法政令 改正予定 ②									

- ① **【省令改正関連】(化管法指定化学物質)**  
 SDSの記載項目をGHSに対応した16項目に拡大(第3条)  
 SDSの記載方法について、JIS Z 7253に適合するよう行うことを努力義務化(第4条第1項)  
 JIS Z 7253に適合するラベル表示を努力義務化(第5条)  
 ※指定化学物質(純物質)については平成24年6月に施行  
 ※指定化学物質を規定含有率以上含有する製品については、平成27年4月に施行  
  
**【指針改正関連】**  
 指定化学物質等取扱事業者は、JIS Z 7252及びZ 7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを規定(第四)
- ② **【政令改正(予定)関連】(化管法指定化学物質)**  
 化管法対象の指定化学物質の追加、包括範囲の変更及び削除
- ③ **【法律改正関連】** SDS交付義務対象物質について、リスクアセスメントの実施を義務化(法第57条の3)  
**【政省令改正関連】** ラベル表示義務の対象を、SDS交付対象物質まで拡大(施行令第18条)
- ④ **【通知】** 「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について(通知)」  
 (平成24年3月26日通知、薬食化発0326第1号)

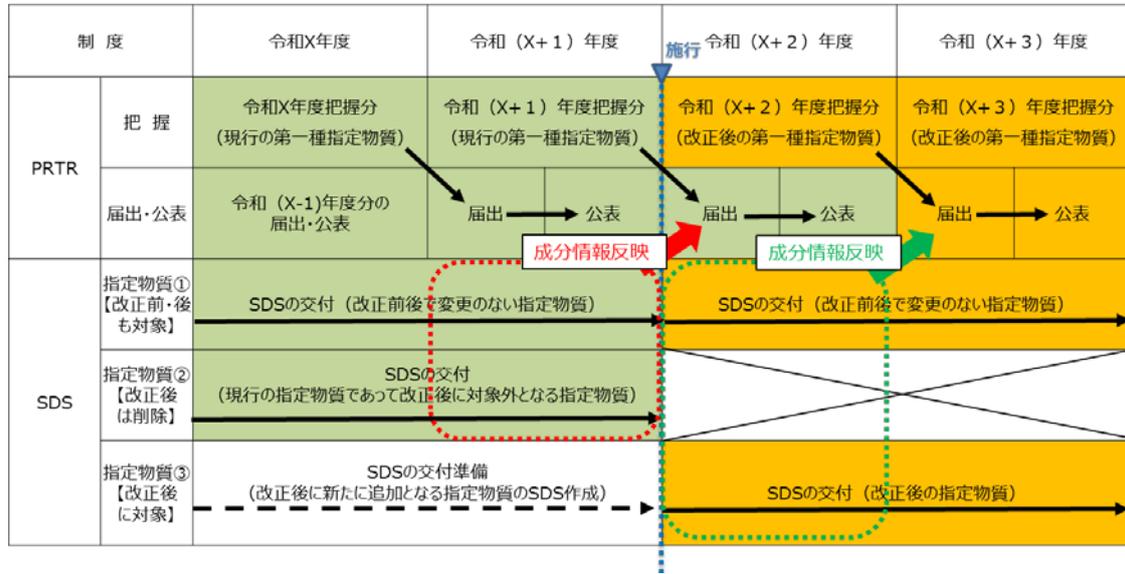
※平成 24 年 3 月の統合に伴い、安全データシートの名称が「MSDS」から「SDS」に変更されました。

※JIS Z 7252 及び JIS Z 7253 は令和元年 5 月、国連 GHS 文書改訂 6 版に基づき、改正されました。

化管法の対象化学物質の見直し（化管法政令改正予定）			
<p>化管法政令改正が予定されており、最新の有害性に関する知見や環境中での検出状況、排出量、製造・輸入量等に応じて、化管法対象の指定化学物質の追加、包括範囲の変更及び削除が行われる予定です。</p> <p>政令改正後の対象化学物質数は下表の予定です（記載した改正後の物質数は令和 2 年 12 月 4 日～令和 3 年 1 月 4 日に実施されたパブリックコメント時のものとなります）。</p>			
	対象制度	現行	政令改正後（予定）
第一種指定化学物質 (特定第一種指定化学物質を含む)	PRTR 制度 及び SDS 制度	462 物質 (特定第一種指定化学物質は 15 物質)	516 物質 (特定第一種指定化学物質は 23 物質)
第二種指定化学物質	SDS 制度	100 物質	134 物質
合計	—	562 物質	650 物質

改正政令施行時に、化学物質の排出量等の把握（PRTR 制度）やサプライチェーン全体において SDS の提供を円滑に開始していただくため、事業者の皆様は、施行日より早い段階から新規対象化学物質に対応した SDS を作成し、提供を行っていただくようお願いいたします。なお、現在（令和3年2月）、パブリックコメントの意見を精査しております。今後のスケジュールは決まり次第ご案内します。

＜ 化管法政令改正に関する新旧対象物質の切り替えの流れ＞



## 2 GHS とは

### 2.1 国連 GHS 制定の背景

近年、多種多様な化学品が全世界で広く利用されており、その中には人や環境に対する危険有害性を有するものも多く含まれています。一方で、こうした危険有害性の情報を伝達するための規則等は国や機関によって様々であり、同じ化学品であっても異なる危険有害性情報が表示されたり、伝達されることもあります。しかし、化学品が世界中に流通している今日、国や機関によって表示内容等が異なる状況では、化学品の安全な使用・輸送・廃棄は困難です。

このような状況から、国際的に推奨された分類・表示方法の必要性が認識されるようになり、2003年7月には、国連経済社会理事会において「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」(GHS)の実施促進のための決議が採択されました。

### 2.2 国連 GHS の概要

目的
GHSは、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康及び環境の保護を行うことを目的としています。
規定内容
GHSには以下の内容が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"><li>危険有害性を判定するための国際的に調和された基準（分類基準）</li><li>分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段（ラベルやSDS）</li></ul>

分類
以下の危険有害性(ハザード)の分類基準 <ul style="list-style-type: none"><li>● 物理化学的危険性（爆発物、可燃性等 17項目）</li><li>● 健康に対する有害性（急性毒性、眼刺激性、発がん性等 10項目）</li><li>● 環境に対する有害性（水生環境有害性等 2項目）</li></ul>

情報伝達	ラベル	SDS(安全データシート)
	 <p>ラベルにより、化学品の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達</p>	 <p>事業者間の取引時にSDSを提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達</p>

## 2.3 GHS の危険有害性クラス及び GHS で使用する絵表示

### GHS の危険有害性クラス

「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」に関して以下の「危険有害性クラス」が設定されており、それぞれについて、どの程度の危険有害性があるか、あるいはないかを判断するための調和された分類基準が定められています。

#### 国連 GHS (改訂6版) の危険有害性クラス

##### 物理化学的危険性

- |                               |           |            |
|-------------------------------|-----------|------------|
| ●爆発物                          | ●引火性液体    | ●水反応可燃性化学品 |
| ●可燃性ガス(自然発火性ガス、化学的に不安定なガスを含む) | ●可燃性固体    | ●酸化性液体     |
| ●エアゾール                        | ●自己反応性化学品 | ●酸化性固体     |
| ●酸化性ガス                        | ●自然発火性液体  | ●有機過酸化物    |
| ●高圧ガス                         | ●自然発火性固体  | ●金属腐食性化学品  |
|                               | ●自己発熱性化学品 | ●鈍性化爆発物    |

##### 健康に対する有害性

- |                   |           |                  |
|-------------------|-----------|------------------|
| ●急性毒性             | ●生殖細胞変異原性 | ●特定標的臓器毒性(単回ばく露) |
| ●皮膚腐食性/刺激性        | ●発がん性     | ●特定標的臓器毒性(反復ばく露) |
| ●眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | ●生殖毒性     | ●誤えん有害性          |
| ●呼吸器感作性又は皮膚感作性    |           |                  |

##### 環境に対する有害性

- |          |            |
|----------|------------|
| ●水生環境有害性 | ●オゾン層への有害性 |
|----------|------------|

### 絵表示について

GHS では、9 種類の絵表示 (ピクトグラム) が決められており、危険有害性クラス及び危険有害性区分に応じ表示することとなっています。

#### 【爆弾の爆発】



爆発物(不安定爆発物、等級1.1~1.4)  
自己反応性化学品(タイプA、B)  
有機過酸化物(タイプA、B)

#### 【炎】



可燃性ガス(区分1)  
自然発火性ガス  
エアゾール(区分1、区分2)  
引火性液体(区分1~3)  
可燃性固体  
自己反応性化学品(タイプB~F)  
自然発火性液体  
自然発火性固体  
自己発熱性化学品  
水反応可燃性化学品  
有機過酸化物(タイプB~F)  
鈍性化爆発物

#### 【円上の炎】



酸化性ガス  
酸化性液体  
酸化性固体

#### 【ガスボンベ】



高圧ガス

#### 【腐食性】



金属腐食性化学品  
皮膚腐食性(区分1)  
眼に対する重篤な損傷性(空文1)

#### 【どくろ】



急性毒性(区分1~区分3)

#### 【感嘆符】



急性毒性(区分4)  
皮膚刺激性(区分2)  
眼刺激性(区分2/2A)  
皮膚感作性  
特定標的臓器毒性(単回ばく露)(区分3)  
オゾン層への有害性

#### 【健康有害性】



呼吸器感作性  
生殖細胞変異原性  
発がん性  
生殖毒性(区分1、区分2)  
特定標的臓器毒性(単回ばく露)(区分1、区分2)  
特定標的臓器毒性(反復ばく露)(区分1、区分2)  
誤えん有害性

#### 【環境】



水生環境有害性(短期(急性)区分1、長期(慢性)区分1、長期(慢性)区分2)

## 区分とラベル要素の関係について

GHSでは、分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じて絵表示等のラベル要素が決まります。以下の例は、急性毒性（経口）の区分とラベル要素の関係を図にしたものです。

### 例) 急性毒性（経口）

	危険有害性の程度			
	大		小	
	危険有害性区分			
	区分1	区分2	区分3	区分4
	ATE ≤ 5 [mg/kg体重]	5 [mg/kg体重] < ATE ≤ 50 [mg/kg体重]	50 [mg/kg体重] < ATE ≤ 300 [mg/kg体重]	300 [mg/kg体重] < ATE ≤ 2000 [mg/kg体重]
	↓	↓	↓	↓
ラベル要素				
絵表示				
注意喚起語	危険	危険	危険	警告
危険有害性情報	飲みこむと生命に危険 (H300)	飲みこむと生命に危険 (H300)	飲みこむと有毒 (H301)	飲みこむと有害 (H302)

(さらに、区分に応じた「注意書き」があります)

※ATEは、急性毒性値又は急性毒性推定値の両方を指します。

## 3 化管法に基づく SDS 制度について

### 3.1 化管法に基づく SDS 制度の対象となる事業者

化管法に基づく SDS の提供義務やラベルによる表示の努力義務は、指定化学物質（第一種指定化学物質 462 物質、第二種指定化学物質 100 物質）又は、指定化学物質を 1 質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は 0.1 質量%以上）含有する製品を国内の他の事業者に譲渡又は提供する全ての事業者<sup>6</sup>に課せられます（化管法第 14 条第 1 項）。

化管法では、第 15 条において、経済産業大臣は、化管法に基づく SDS 提供の義務に違反する事業者に対して、勧告することができ、それに従わない場合は、その旨を公表することができることと定められています。また、第 16 条で、経済産業大臣は情報の提供に関し報告させることができることとされており、第 24 条において、この報告をしない、又は虚偽の報告をした者に対して 20 万円以下の過料に処することが定められています。

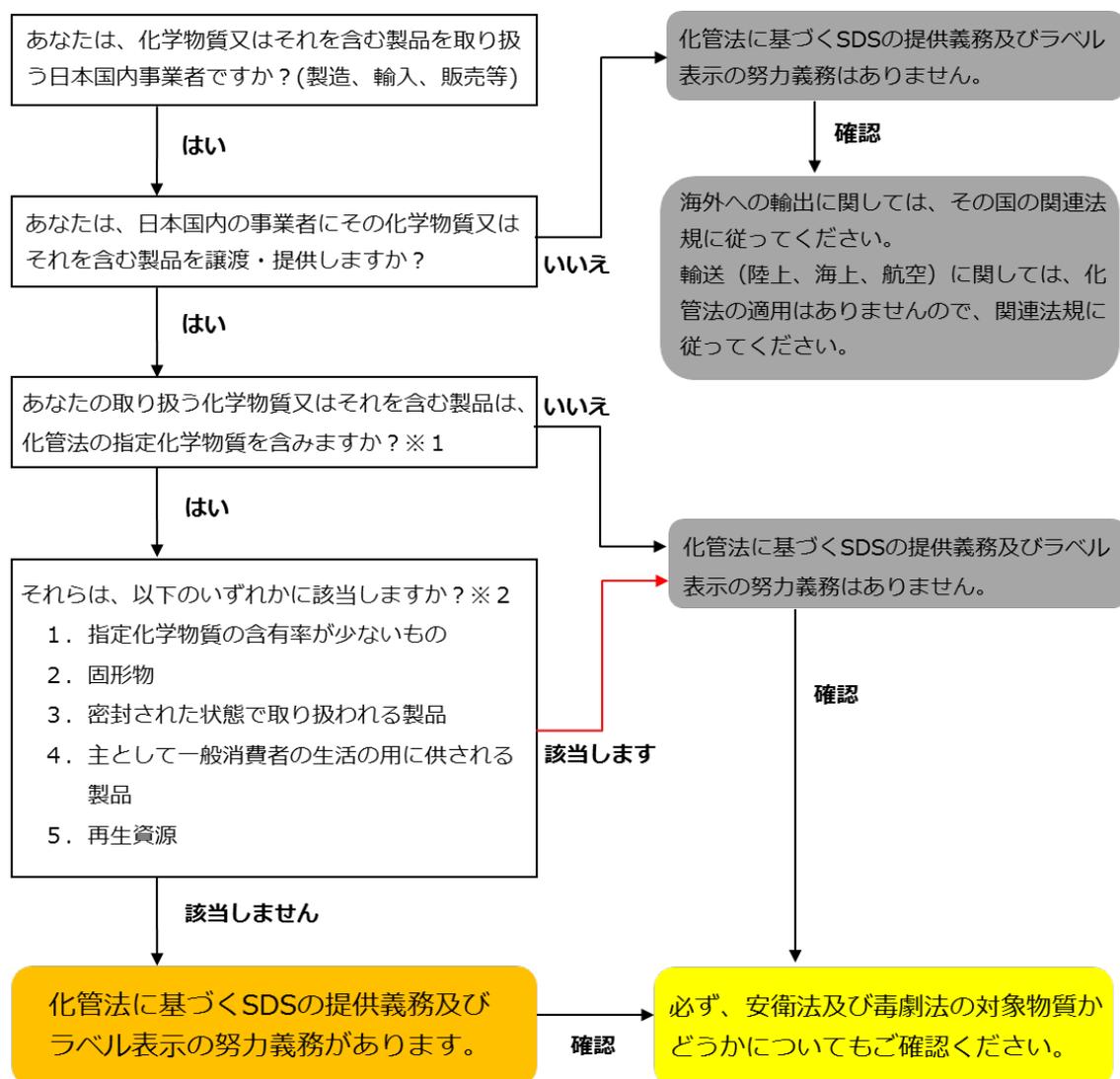
化管法の他にも厚生労働省が所管する「労働安全衛生法（安衛法）<sup>6</sup>」及び「毒物及び劇物取締法（毒劇法）<sup>7</sup>」において SDS 制度が規定されています。次のページでは、化管法に基づく判定フローを表していますので、必要であれば、別途、安衛法及び毒劇法についてもご確認ください。

<sup>6</sup> 安衛法に基づく SDS 制度に関するお問合せ先（厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課）

<sup>7</sup> 毒劇法に基づく SDS 制度に関するお問合せ先（厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室）厚生労働省 代表 TEL:03-5253-1111 (代)

## 化管法に基づく SDS 制度対象事業者 判定フロー

### スタート



※ 1 化管法指定化学物質については 3.2 項をご確認ください。

※ 2 化管法の適用を受けない製品については 3.3 項をご確認ください。

注 1：化管法の第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を規定含有率以上含有する製品については、PRTR 届出が必要な場合があります。PRTR パンフレット<sup>8</sup>の 6 ページ判定フローにてご確認ください。

注 2：化管法は、任意での SDS 提供を行うことを妨げるものではありません。ビジネス上、取引先との関係で SDS を提供する場合には、SDS の提供等は取引先の事業者とご相談ください。

<sup>8</sup> PRTR パンフレット [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/files/PRTR\\_2012\\_panph.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/files/PRTR_2012_panph.pdf)

## 3.2 化管法に基づく SDS 制度の対象となる指定化学物質

化管法に基づく SDS 制度の対象となる指定化学物質は、化管法政令で定める「第一種指定化学物質」及び「第二種指定化学物質」、計 562 物質（令和 3 年 2 月現在）です。人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する又は将来的に広く存在する可能性があると認められる物質を指定しています。

第一種指定化学物質 (特定第一種指定化学物質を含む)	PRTR 制度及び SDS 制度対象	462 物質 (特定第一種指定化学物質は 15 物質)
第二種指定化学物質	SDS 制度対象	100 物質
合計	—	562 物質

指定化学物質のリストについては、ホームページ<sup>9</sup>にてご確認ください。

### 管理番号の導入を予定しています

予定されている化管法政令改正（本ガイド 1.4 項参照）に際して、事業者における指定化学物質の把握・管理の利便性向上を目的に、指定化学物質に管理番号の付与を行う予定です。

管理番号とは、政令番号（※）とは異なり、1 物質が固有の 1 番号を維持するもので、今後の政令改正により指定化学物質の追加・削除があった場合にも管理番号は維持される予定です。

なお、管理番号の SDS への記載は事業者の任意となり、必須ではありません。

（※）政令番号とは、政令改正ごとに指定化学物質に 1 から順番に番号をつけたもので、政令改正の前と後で同じ物質でも政令番号が異なる場合があります。

### 改正政令の施行前における適用法令の記載方法は？

改正政令の公布から施行日までの間、SDS において、改正前後の対象化学物質の適用法令の化管法適用時期を書き分けることも可能です。具体的には、SDS の「項目 3 組成及び成分情報」もしくは「項目 15 適用法令」において、以下のように記載すること等が考えられます。

（例 1）改正前は第 2 種指定化学物質であり、改正後に第 1 種指定化学物質となる場合

「〇〇〇〇」化管法第 2 種指定化学物質（化管法改正政令施行日以降、化管法第 1 種指定化学物質）

（例 2）改正後に指定化学物質ではなくなる場合

「□□□□」化管法第 1 種指定化学物質（化管法改正政令施行日まで）

（例 3）改正後に新たに第 1 種指定化学物質となる場合

「△△△△」（化管法改正政令施行日以降、化管法第 1 種指定化学物質）

<sup>9</sup> 化管法 SDS 制度 指定化学物質 [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/msds/2.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/2.html)

### 3.3 化管法に基づく SDS 制度の対象製品

指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を 1 質量 %以上（特定第一種指定化学物質は 0.1 質量 %以上）含み、以下のいずれにも該当しない製品が化管法に基づく SDS 制度の対象製品となります（化管法政令第 5 条、第 6 条）。

<SDS 制度の対象とならないもの>

<b>含有率が少ないもの</b>	指定化学物質の含有率が 1 質量 %未満（特定第一種指定化学物質の場合は 0.1 質量%未満）の製品
<b>固形物</b>	事業者による取扱いの過程において固体以外の状態とならず、かつ粉状又は粒状にならない製品 <sup>10</sup> 例：管、板、組立部品等
<b>密封された状態で使用される製品</b>	例：コンデンサー、乾電池等
<b>一般消費者用の製品</b>	専ら家庭生活に使用されるものとして、容器等に包装された状態で流通し、かつ、小売店等で主として一般消費者を対象に販売されている製品 <sup>11</sup> 例：家庭用殺虫剤・防虫剤、家庭用洗剤等
<b>再生資源</b>	資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう <sup>12</sup> 例：空き缶、金属くず等

<sup>10</sup> 事業者の取扱いの過程において、溶融等の加工又は切断・研磨等を行って切削屑等が発生するような製品の場合には、化管法上、SDS の提供義務及びラベルによる表示の努力義務の対象となります。

<sup>11</sup> 専ら業務用として事業者向けに販売していることが明らかな場合、化管法上、SDS の提供義務及びラベルによる表示の努力義務の対象となります。

<sup>12</sup> 再生資源に該当するか否かについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第 2 条第 4 項（再生資源の定義）をご確認ください。

### 3.4 化管法に基づく SDS の提供について

化管法では、化管法に基づく SDS の提供方法として、文書又は磁気ディスクによる交付を原則としています（化管法第 14 条第 1 項）。

ただし、化管法に基づく SDS を提供する相手方の承諾を得ている場合には、FAX や電子メールによる提供、ホームページへの掲載等のその他の方法による提供についても、選択することができます（化管法 SDS 省令第 2 条）。



#### 提供時期等

- ・ 化管法に基づく SDS は、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡、提供する時まで提供しなければなりません（化管法第 14 条第 1 項）。
- ・ 原則、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡、提供するごとに化管法に基づく SDS を提供しなければなりません。同一の事業者による同一の指定化学物質等を継続的又は反復して譲渡提供する場合はこの限りではありません。ただし、相手方から SDS の提供を求められた際には提供義務が生じます（化管法 SDS 省令第 6 条）。

#### SDS の内容に変更が生じた場合はどうする？

化管法に基づく SDS の内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに、当該指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を譲渡・提供した相手方に対し、変更後の内容を含む SDS の提供に努めなければなりません（化管法第 14 条第 2 項）。

## 3.5 化管法に基づく SDS 及びラベルの記載項目

### 3.5.1 化管法に基づく SDS の記載項目

化管法に基づく SDS は、日本語で記載することと規定されています（化管法 SDS 省令第 4 条第 2 項）。また、化管法に基づく SDS に記載しなければならない情報について、化管法 SDS 省令第 3 条で以下のとおり規定しています。

化管法に基づく SDS の作成に際しては、JIS Z 7253 に適合する方法で記載を行うよう努めることとしています。JIS Z 7253 に関する努力義務規定については、指定化学物質は平成 24 年 6 月 1 日から、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品は平成 27 年 4 月 1 日から適用されています。

化管法に基づく SDS の記載項目	JIS Z 7253
指定化学物質又は製品の名称、指定化学物質等取扱い事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先 ※1	項目 1 化学品及び会社情報
危険有害性の要約	項目 2 危険有害性の要約
製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称及びその含有率（有効数字 2 桁） ※2 ※3	項目 3 組成及び成分情報
指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急措置	項目 4 応急措置
指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置	項目 5 火災時の措置
指定化学物質等が漏出した際に必要な措置	項目 6 漏出時の措置
指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意	項目 7 取扱い及び保管上の注意
指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置	項目 8 ばく露防止及び保護措置
指定化学物質等の物理的・化学的性状	項目 9 物理的及び化学的性質
指定化学物質等の安定性及び反応性	項目 10 安定性及び反応性
指定化学物質等の有害性	項目 11 有害性情報
指定化学物質等の環境影響	項目 12 環境影響情報
指定化学物質等の廃棄上の注意	項目 13 廃棄上の注意
指定化学物質等の輸送上の注意	項目 14 輸送上の注意
指定化学物質等について適用される法令	項目 15 適用法令
指定化学物質等取扱い事業者が必要と認める事項	項目 16 その他の情報

※1 記載する名称は、ラベルと一致するようにしてください。なお、指定化学物質において、政令で規定している名称以外の名称を記載する場合、項目 3 もしくは項目 15 において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。

※2 化管法の指定化学物質を規定含有率以上含有している製品については、政令で規定している指定化学物質名称、指定化学物質の種別、含有率（有効数字 2 桁）を記載してください。

※3 政令で規定している名称が「●●化合物」のような場合には、化学物質を特定できる名称を記載しても問題ありません。なお、政令で規定している名称以外の名称を記載した場合、項目 15 において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。

### 3.5.2 化管法に基づくラベルの記載項目

化管法に基づくラベルに記載する情報について、化管法 SDS 省令第 5 条で以下のとおり規定しています。化管法に基づくラベルの作成に際しては、JIS Z 7253 に適合する方法で表示を行うよう努めることとしています。ラベル表示及び JIS Z 7253 に関する努力義務規定については、指定化学物質は平成 24 年 6 月 1 日から、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品は平成 27 年 4 月 1 日から適用されています。

化管法に基づくラベルの記載項目	JIS Z 7253
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性又は環境影響に対応する絵表示	危険有害性を表す絵表示
注意喚起語	注意喚起語
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響	危険有害性情報
指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意	注意書き
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称 ※1	化学品の名称
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品の名称 ※1	
表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号 ※2	供給者を特定する情報
—	その他国内法令によって表示が求められる事項

※1：SDS の名称と一致させてください。なお、製品の名称として略式名を記載する場合にはその名称を SDS にも記載してください。

※2：緊急連絡先についても記載することが望ましいです。

## 4 化管法に基づく GHS 分類と SDS 及びラベルの作成

### 4.1 化管法に基づく SDS 及びラベルの作成にあたり確認・準備すべきこと

#### ① 化管法に基づく SDS 及びラベルを作成するにあたっての確認

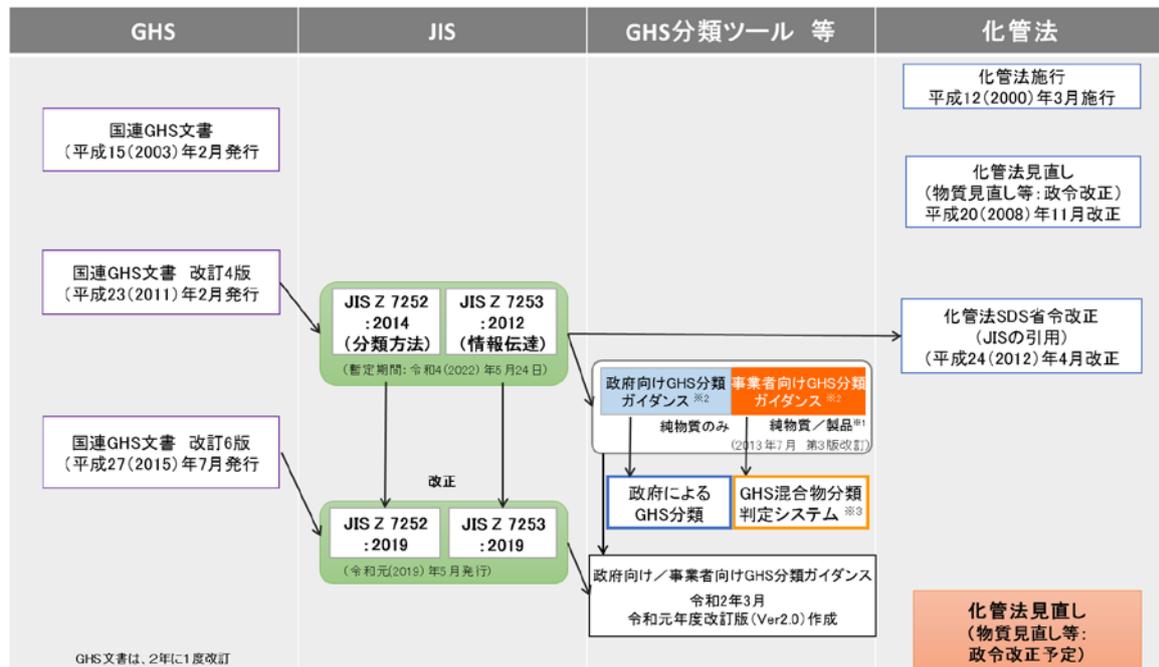
- ・「対象事業者」の確認（本ガイド 3.1 項）
- ・「指定化学物質」の確認（本ガイド 3.2 項）
- ・指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の場合には、「対象製品」の確認（本ガイド 3.3 項）
- ・SDS 及びラベルの記載項目の確認（本ガイド 4.3 項及び 4.4 項）

注 1：化管法の他にも厚生労働省が所管する安衛法及び毒劇法において SDS 制度が規定されています。必要であれば、別途、安衛法及び毒劇法についてもご確認ください。

注 2：化管法は、任意での SDS 提供を行うことを妨げるものではありません。ビジネス上、取引先との関係で SDS を提供する場合には、SDS の提供等は取引先の事業者とご相談ください。

#### ② 化管法に基づく SDS 及びラベルの作成の際の参考資料

##### 【分類に使用する JIS、GHS 分類ガイダンス等の位置付け】



※ 1<sup>13</sup>、※ 2<sup>14</sup>、※ 3<sup>15</sup>の詳細については、脚注を参照してください。

<sup>13</sup> 指定化学物質を規定含有率以上含有する製品

<sup>14</sup> 政府向け GHS 分類ガイダンス及び事業者向け GHS 分類ガイダンス

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs\\_tool\\_01GHSmanual.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html)

<sup>15</sup> GHS 混合物分類判定システム

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs\\_auto\\_classification\\_tool\\_ver4.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_auto_classification_tool_ver4.html)

次の<1>～<4>に示すものを参考に化管法に基づく SDS 及びラベルを作成してください。

<1> 化学品の情報	取引先から提供される SDS、 情報源（NITE-CHRIP <sup>16</sup> 、BIGDr <sup>17</sup> など）から調べた化学品の情報等
<2> GHS 分類を行う手順書	JIS Z 7252、事業者向け GHS 分類ガイダンス
<3> 混合物の GHS 分類を行うツール	GHS 混合物分類判定システム
<4> SDS 及びラベル作成の手順書	JIS Z 7253
	(参考) 経済産業省 HP で公開されている項目 <sup>18</sup> 、 モデル SDS（職場の安全サイト）等

#### 混合物の場合、有害性情報等はどう記載する？

化管法に基づく SDS 及びラベルに記載する化学物質の情報は、原則、製品自体（混合物）の情報について記述することとなっております。

<sup>16</sup> NITE が提供する「化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）」は、化学物質の番号や名称等から、有害性情報、法規制情報及び国際機関によるリスク評価情報等を検索することができるシステムです。

[https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip\\_search/systemTop](https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop)

<sup>17</sup> JCIA BIGDr(ビッグドクター)は、一般社団法人日本化学工業協会が提供する「化学物質リスク評価支援ポータルサイト」です。<https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/top>

<sup>18</sup> 化管法 SDS 標準的な書式(JIS Z7253 対応版)

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/msds/msds62.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html)

## 4.2 化管法に基づく GHS 分類について

### 4.2.1 事業者向け GHS 分類ガイダンス

事業者が JIS Z 7252 に基づいて、GHS 分類をより正確かつ効率的に実施するための手引きとなることを目指して、「事業者向け GHS 分類ガイダンス」が作成されました。本ガイダンスは、事業者が製造販売する製品は混合物が主であるため、混合物の GHS 分類の方法も含んだガイダンスとなっています。

本ガイダンスでは、物理化学的危険性、健康有害性、環境有害性の観点から化学品に関する危険性の分類のための分類基準、化学品に関する有害性の分類基準について規定されています。GHS 分類を事業者が自ら実施できるように、分類方法及び信頼できる情報源についても記載されていますが、本ガイダンスを参考に事業者が行った GHS 分類結果については、事業者が責任を負うこととなっています。

#### GHS 分類に必要な有害性情報はどこから入手する？

化管法、安衛法及び毒劇法において、SDS の提供やラベルによる表示の対象とされている化学物質については、国が GHS に基づいて分類を行い、その結果を NITE のホームページから公表しています。また、政府による GHS 分類結果<sup>19</sup>は、NITE が提供する NITE-CHRIP においても確認することができます。

ただし、この GHS 分類結果は、GHS 関係省庁等連絡会議において策定した「政府向け GHS 分類ガイダンス」に従い、GHS 関係省庁等連絡会議、分類実施省庁が収集したデータに基づいて分類した結果であり、あくまでも「GHS 分類結果の参考」です。事業者が SDS の作成やラベル表示を行う場合には、政府による GHS 分類結果、事業者が“信頼性が高い”と判断する外部試験データ、自社データ等いずれを用いてもかまいません。また、政府による GHS 分類が実施されていない化学物質についても、試験データ等があればそれらを基に「事業者向け GHS 分類ガイダンス」を参考に分類を行うことができます。

<sup>19</sup> 政府による GHS 分類結果 [https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs\\_download.html](https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html)

## 4.2.2 GHS 分類判定に利用可能な情報源

### 物理化学的危険性の情報源

GHSにおける物理化学的危険性の分類は、従来から国際的な合意の下に用いられてきた分類システムである国連危険物輸送勧告による分類（UNRTDG 分類<sup>20</sup>）を基にしています。そのため、原則として GHS における分類と UNRTDG 分類とは一致します。ただし、GHS では、輸送が禁止されている危険物（不安定火薬類等）や UNRTDG 分類では危険物に該当しない物質も分類対象となるため、こうした物質が該当する区分は、UNRTDG 分類にはない区分となります。

GHS における物理化学的危険性の分類は、所定の試験を行った結果（又は同等の価値がある情報）に基づいて行うものですが、多くの項目で UNRTDG の試験方法が採用されているので、物理化学的危険性の分類にあたって、対象とする物質が UNRTDG 分類で既に分類されていれば、その結果を参考にすることができます。

物理化学的危険性の情報源の詳細については、事業者向け GHS 分類ガイダンスの第 2 部をご確認ください。

### 健康有害性及び環境有害性の情報源

健康有害性及び環境有害性の情報源においては、得られた情報の確からしさを確認することができるかどうかによって、List 1 から 3 の優先順位を付け（List 1 は優先度が高）、分類への適用順位が示されています。

健康有害性及び環境有害性の情報源の詳細については、事業者向け GHS 分類ガイダンスの第 3 部及び第 4 部をご確認ください。

- ・ List1 : 国際機関、主要各国等で作成され、専門家等によるレビューがされている情報源であり、原則として、一次資料に遡ることができ、必要な場合に情報の確からしさを確認できる評価書や成書。
- ・ List2 : List 1 に記載された評価書以外の有用な文書やデータベースを提供している情報源。
- ・ List3 : 一次文献及び参考データベース。List 1、2 から十分な情報が得られなかった場合、あるいは原著を確認する場合に、必要に応じて参照する。

<sup>20</sup> UN Recommendations on the Transport of Dangerous Goods - Model Regulations Twenty-first revised edition

[https://www.unece.org/trans/danger/publi/unrec/rev21/21files\\_e.html](https://www.unece.org/trans/danger/publi/unrec/rev21/21files_e.html)

## 4.2.3 GHS 分類ガイダンスにおける独自の分類結果の表現方法

事業者向け GHS 分類ガイダンスでは、分類 JIS に基づく分類の結果、危険有害性の区分が決定しないときの表現を以下のとおりとしています。

判定論理又は段階的評価での語句 (国連 GHS 改訂 6 版英語原文での表記)	分類根拠での語句	説明
分類できない (Classification not possible)	データがなく分類できない	各種の情報源及び自社保有データ等を検討した結果、GHS 分類の判断を行うためのデータが全くない場合。
	データ不足のため分類できない	GHS 分類を行うための十分な情報が得られなかった場合。
区分に該当しない (Not classified) 又は No classification)	区分に該当しない (分類対象外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>GHS 分類の手順で用いられる物理的状态、化学構造、化学的性質、危険有害性項目の優先順位が該当しないため、当該区分での分類の対象となっていない場合。例えば、危険有害性区分が「〇〇性固体」となっているもので、物質の状態が液体や気体のもの。</li> </ul>
	区分に該当しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>GHS 分類を行うのに十分な情報が得られており、分類を行った結果、JIS で規定する危険有害性区分のいずれの区分にも該当しない場合。(JIS では採用していない国連 GHS 急性毒性区分 5 に該当することを示すデータがあり、区分 1 から区分 4 には該当しない場合なども含む。)</li> <li>発がん性など証拠の確からしさで分類する有害性クラスにおいて、専門家による総合的な判断から当該毒性を有しないと判断される場合や、得られた証拠が区分に分類するには不十分な場合。</li> <li>データがない、又は不十分で分類できない場合、判定論理においては分類できないと記されている場合もあるが、このような場合も含まれる場合がある。</li> </ul>

注 1: GHS 分類で、区分に該当しないものは危険有害性がないことを必ずしも示しません。「区分に入るだけの危険有害性は認められなかった」という意味です。

注 2: ビルディングブロックアプローチ (選択可能方式) によって、国内に GHS が導入されているため、国連 GHS による分類基準と JIS Z 7252 による分類基準は異なる点にも注意が必要です。例えば、国連 GHS 文書改訂 6 版における「急性毒性」の区分 5 は、JIS Z 7252 では区分に該当しないと分類されます。

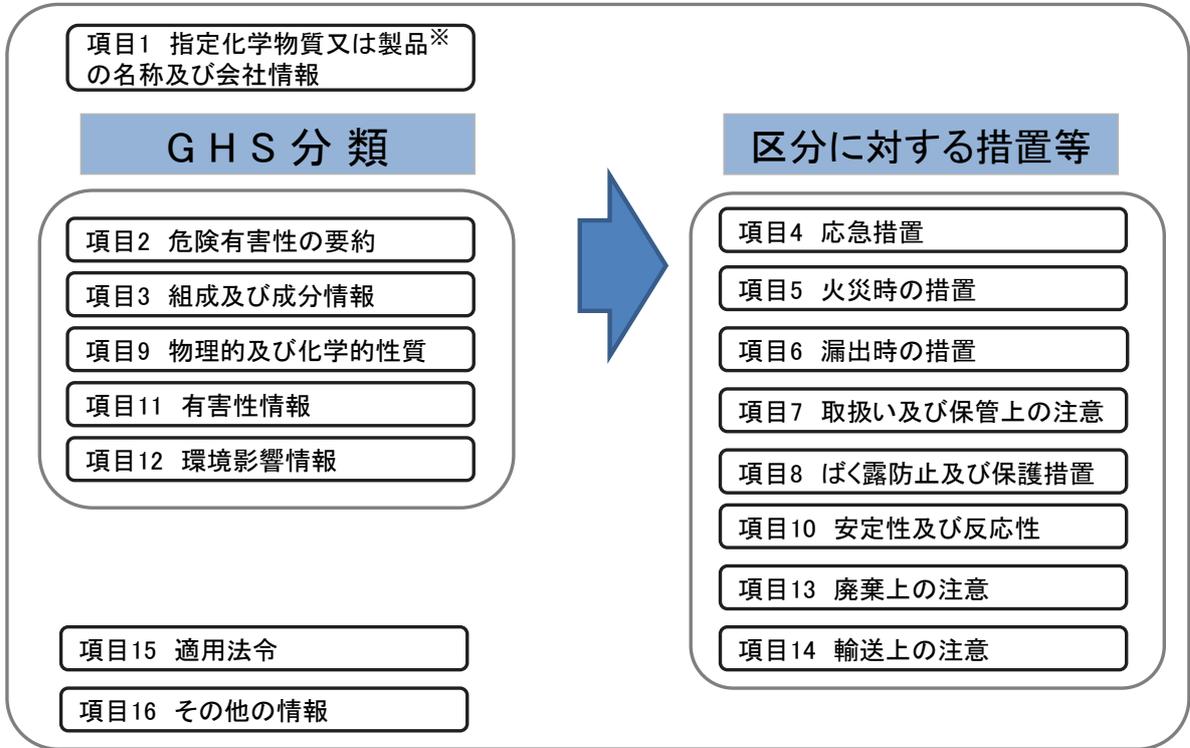
注 3: 「区分に該当しない」の説明において、発がん性など証拠の確からしさで分類する危険有害性クラスにおいて、「得られた証拠が区分に分類するには不十分な場合」や、「データがない、又は不十分で分類できない場合、判定論理においては分類できないと記載されている場合もあるが、このような場合も含まれる場合がある。」との記載があります。これは、GHS 分類を実施する際、得られた情報が同一の内容であっても、分類実施者によって判断が異なる場合があるということを意味する記載となります。

### 「分類できない」は、「区分 1」と同じこともある？

化学物質等の GHS 分類に際しては、危険有害性に関するデータが入手できず分類できない場合は「分類できない」となります。また、入手した危険有害性に関連するデータが信頼できず評価できない場合も「分類できない」となります。「分類できない」は、有害性試験を行った際に「区分 1」と分類される可能性が否定できないことから、その物質等の取扱い時には十分注意をする必要があります。

### 4.3 化管法に基づく SDS の作成方法

化管法に基づく SDS には、化管法 SDS 省令第 3 条にて規定されている 16 項目について記載する必要があります（3.5.1 項参照）。16 項目は以下のような位置付けとなっています。



※製品：指定化学物質を規定含有率以上含有する製品

#### 化管法に基づく SDS 作成 Step

Step 1	SDS 作成の目的を確認
Step 2	成分情報の同定
Step 3	製品の危険有害性 (GHS 分類)、成分情報を確認
Step 4	製品の安全な取扱いのための注意事項等を整理
Step 5	必要項目（法令情報、許容濃度等）の記載

## 化管法に基づく SDS の記載項目

SDS の記載の詳細な内容につきましては、JIS Z 7253 附属書 D（規定）「SDS の編集及び作成」に適合するよう努めてください。また、化管法に基づく SDS 及びラベルの作成方法について事業者等からよくある質問をまとめた「化管法 SDS 制度に関する Q & A<sup>21</sup>」をご参照ください。

### 項目 1 化学品及び会社情報

化管法に基づく SDS の対象となる指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の名称とその提供者に関する情報を記載する項目です。

記載内容	<b>【化学品の名称】</b> <化学物質名>・・・指定化学物質（純物質）の場合 <製品名>・・・指定化学物質を規定含有率以上含有する製品（以下、製品とする）の場合 ※記載する名称は、ラベルと一致するようにしてください。なお、指定化学物質において、政令で規定している名称以外の名称を記載する場合、項目 3 もしくは項目 15 において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。
	<b>【提供者の情報】</b> <社名、住所と連絡先>・・・法人の場合 <氏名、住所と連絡先>・・・個人事業者の場合  なお、当該化学品の国内製造事業者等の情報を、当該事業者の了解を得た上で、追記してもよい。

### 項目 2 危険有害性の要約

化学品の重要危険有害性及び影響（人の健康に対する有害な影響、環境への影響、物理的及び化学的危険性）、並びに特有の危険有害性があればその旨を明確、かつ、簡潔に記載する項目です。

記載内容	<GHS 分類結果> 純物質／製品について、4.1②で示した事業者向け GHS 分類ガイダンス等を用いて GHS 分類を実施し得られたものを記載します。  <GHS ラベル要素> GHS ラベル要素とは、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報、注意書きをいいます。 危険有害性の情報を要する際、GHS 分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じたラベル要素が決定されます。独自の判断で絵表示等は選べません。
------	---

<sup>21</sup> 経済産業省 化管法 SDS 制度に関する Q & A  
[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/ga/3.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/ga/3.html)

### 項目 3 組成及び成分情報

化学品に含まれる化管法指定化学物質の組成、含有率等を記載する項目です。

記載内容	<p>&lt;化学物質・混合物の区別&gt; &lt;組成及び成分情報&gt; 化管法の指定化学物質を規定含有率以上含有している製品については、政令で規定している指定化学物質名称、指定化学物質の種別、含有率を記載してください。 製品中の化管法指定化学物質の含有率については、有効数字2桁で記載しなければなりません（化管法 SDS 省令第4条第3項）。化管法では、含有率について、一定の幅を持たせて記載することは認められていませんが、製造の際、成分にばらつきが出るなど、有効数字2桁の精度では含有率を特定できない場合については、適切な推計式を用いてその推計値を算出し、その結果を有効数字2桁で記載してください。この場合、「項目16 その他の情報」に推計方法の説明を併せて記載してください。 政令で規定している名称が「●●化合物」のような場合には、化学物質を特定できる名称を記載しても問題ありません。なお、政令で規定している名称以外の名称を記載した場合、「項目15 適用法令」において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。 GHS分類に基づき、危険有害性があると判断された化学物質については、分類に寄与するすべての不純物及び安定化添加物を含め、化学名又は一般名及び濃度を記載することが望ましいです。混合物の場合は、組成の全部を記載する必要はありません。GHS分類に基づき、危険有害性があると判断され、かつ、GHSにおける濃度限界（カットオフ値）以上含有する成分については、すべての危険有害成分を記載することが望ましいです。</p>
------	---

### 項目 4 応急措置

化学品に従業員等がばく露した時などの応急時に取りべき措置の内容を記載する項目です。

記載内容	<p>&lt;吸入した場合&gt; &lt;皮膚に付着した場合&gt; &lt;眼に入った場合&gt; &lt;飲み込んだ場合&gt;</p>
------	---

### 項目 5 火災時の措置

火災が発生した際の対処法、注意すべき点について記載する項目です。

記載内容	<p>&lt;適切な消火剤&gt; &lt;使ってはならない消火剤&gt;</p>
------	---

### 項目 6 漏出時の措置

化学品が漏出した際の対処法、注意すべき点について記載する項目です。

記載内容	<p>&lt;人体に対する注意事項，保護具及び緊急時措置 &gt; &lt;環境に対する注意事項 &gt; &lt;封じ込め、浄化の方法及び機材&gt;</p>
------	--

## 項目 7 取扱い及び保管上の注意

化学品を取扱う際及び保管する際に注意すべき点について記載する項目です。

記載内容	<取扱い上の注意事項> 取扱者のばく露防止策 火災、爆発の防止などの適切な技術的対策 エアロゾル・粉じんの発生防止策 <保管上の注意事項> 混合接触させてはならない化学物質 保管条件（適切な保管条件及び避けるべき保管条件） など
------	--

## 項目 8 ばく露防止及び保護措置

事業所内において労働者が化学物質による被害を受けないようにするため、ばく露防止に関する情報や必要な保護措置について記載する項目です。

記載内容	<ばく露防止> ばく露限界値、生物学的指標などの許容濃度 可能な限り、ばく露を軽減するための設備対策 （設備の密閉、洗浄設備の設置など） <保護措置> 適切な保護具（マスク、ゴーグル、手袋の着用など）
------	---

## 項目 9 物理的及び化学的性質

化学品の物理的な性質、化学的な性質について記載する項目です。

記載内容	<物理状態> <色> <臭い> <融点／凝固点>＊ <沸点又は初留点及び沸点範囲> <可燃性> <爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界> <引火点> <自然発火点> <分解温度> <pH> <動粘性率> <溶解度>＊ <n-オクタノール／水分配係数（log 値）>＊ <蒸気圧> <密度及び／又は相対密度> <相対ガス密度> <粒子特性>  ※製品の場合は、製品の物理化学的性状を記入します。JIS Z 7253:2019 では、原則、製品自体の情報を記載することとなっており、また、混合物については、＊の項目は記載しなくてもよいとなっています。
------	---

## 項目 10 安定性及び反応性

化学品の安定性及び特定条件下で生じる危険な反応について記載する項目です。

記載内容	<避けるべき条件（熱（特定温度以上の加熱など）、衝撃、静電放電、振動など）> <混触危険物質> <既知の予測可能な有害な分解生成物> など
------	---

## 項目 11 有害性情報

化学品の人に対する各種の有害性について記載する項目です。

記載内容	<急性毒性> <皮膚腐食性／皮膚刺激性> <眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性> <呼吸器感作性又は皮膚感作性> <生殖細胞変異原性> <発がん性> <生殖毒性> <特定標的臓器毒性（単回ばく露）> <特定標的臓器毒性（反復ばく露）> <誤えん有害性>
------	--

## 項目 12 環境影響情報

化学品の環境中での影響や挙動に関する情報を記載する項目です。

記載内容	<生態毒性> <残留性・分解性> <生体蓄積性> <土壌中の移動性> <オゾン層への有害性>など
------	--

## 項目 13 廃棄上の注意

化学品を廃棄する際に注意すべき点について記載する項目です。

記載内容	<安全で環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報> <容器・包装の適正な処理方法>など
------	---

## 項目 14 輸送上の注意

化学品を輸送する際に注意すべき点について記載する項目です。

記載内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・輸送に関する国際規制の情報 &lt;国連番号&gt; &lt;品名&gt; &lt;国連分類&gt; &lt;容器等級&gt;など</li><li>・国内規制がある場合には、その情報</li></ul>
------	--

## 項目 15 適用法令

化学品が化管法に基づく SDS 提供義務の対象となる旨を記載するとともに、適用される他法令についての情報を記載する項目です。

記載内容	<p>国内で SDS の提供を求めている 3 法（化管法、安衛法、毒劇法）の適用を受ける場合、化学品の名称と共に該当法令の名称及び該当法令に基づく規制に関する情報を記載します。</p> <p>また、その他の適用される国内法令の名称及びその国内法令に基づく規制に関する情報を、化学品の名称と共に含めることが望ましいです。</p>
------	---

## 項目 16 その他の情報

項目 1 から 15 までの項目以外で、必要と考えられる情報を記載する項目です。

記載内容	<p>項目 2 で含有率について推計式を用いて算出した場合の説明、特定の訓練の必要性、化学品の推奨される扱い、制約を受ける事項、出典等を記載してもよいです。</p>
------	--

化管法に基づく SDS 作成例（溶剤 A | トルエン/ベンゼンの混合物）

作成日 2010年3月10日  
改訂日 2021年2月1日

1. 化学品及び会社情報

**化学品の名称**  
製品名 溶剤 A

**会社情報**  
会社名 ####株式会社  
担当部署 ####部  
住所 〒123-#### 東京都#####  
電話番号 03-####-####  
Fax 番号 03-####-####  
電子メールアドレス ABC@##  
緊急連絡電話番号 03-####-####

会社情報は、国内製造事業者等から了解が得られている場合、当該事業者の情報を追記していただいてもかまいません。

**推奨用途及び使用上の制限**  
一般工業用途

2. 危険有害性の要約

**GHS 分類**

**物理化学的危険性**  
引火性液体 区分 2

**健康に対する有害性**  
急性毒性（経口） 区分 4  
急性毒性（吸入：蒸気） 区分 4  
皮膚腐食性／皮膚刺激性 区分 2  
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分 2A  
発がん性 区分 2  
生殖毒性 区分 1A  
生殖毒性・授乳に対する又は授乳を介した影響 区分 1A、追加区分  
特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分 1（中枢神経系、呼吸器）、  
区分 3（麻酔作用）  
特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分 1（中枢神経系、造血系、腎臓）  
吸引性呼吸器有害性 区分 1

**環境に対する有害性**  
水生環境有害性 短期（急性） 区分 2  
水生環境有害性 長期（慢性） 区分 2

**GHS ラベル要素**  
絵表示



注意喚起語 危険

**危険有害性情報**

引火性の高い液体及び蒸気  
飲み込んだ場合や吸入した場合は有害  
皮膚刺激  
強い眼刺激  
眠気又はめまいのおそれ  
遺伝性疾患のおそれの疑い  
発がんのおそれ  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
授乳中の子に害を及ぼすおそれ  
中枢神経系, 呼吸器系の障害  
長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系, 造血系, 腎臓の障害  
長期継続的影響によって水生生物に毒性

**注意書き [安全対策]**

使用前に取扱説明書を入手すること。  
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。  
容器を密閉しておくこと。  
容器を接地しアースをとること。  
防爆型の【電気機器／換気装置／照明機器／…】を使用すること。  
火花を発生させない工具を使用すること。  
静電気放電に対する予防措置を講ずること。粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。  
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。  
妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。  
取扱い後は... をよく洗うこと。  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。  
環境への放出を避けること。  
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

**注意書き [応急措置]**

飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師／... に連絡すること。  
皮膚に付着した場合：多量の水／... で洗うこと。  
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。  
気分が悪いときは医師／... に連絡すること。  
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。  
特別な処置が必要である（このラベルの... を見よ）。  
口をすすぐこと。  
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。  
眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。  
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。  
漏出物を回収すること。

**溶剤 A**

改訂日 2021年2月1日

**注意書き【保管（貯蔵）】**

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。  
施錠して保管すること。

**注意書き【廃棄】**

内容物／容器を…に廃棄すること。

**他の危険有害性**

情報なし

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ、皮膚刺激、強い眼刺激、吸入すると有害、呼吸器への刺激のおそれ、眠気又はめまいのおそれ、発がんのおそれの疑い、生殖能又は胎児への悪影響のおそれ、授乳中の子に害を及ぼすおそれ、中枢神経系の障害、長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、腎臓の障害

**3. 組成、成分情報**

**化学物質・混合物の区別**

混合物

化管法では、指定化学物質の政令名称及び濃度を有効数字2桁で記載いただくことになっております。本項目への記載が難しい場合、項目15に記載いただいてもかまいません。

**組成及び成分情報**

化学名又は一般名	化管法指定化学物質の種別	管理番号 (任意)	CAS 番号	化審法 官報公示 整理番号	安衛法 官報公示 整理番号	濃度又は濃度 範囲 (wt%)
トルエン	第一種 指定化学物質	■■■	XXX- YY-Z	3-2	—	25
ベンゼン	特定第一種 指定化学物質	△△△	AAA- BB-C	3-1	—	75

**4. 応急措置**

**ばく露経路による応急措置**

吸入した場合

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。  
症状が続く場合には、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

大量の水で洗うこと。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

眼に入った場合

水で15～20分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

水で口をすすぎ、直ちに医師の診断を受けること。

**予想される急性症状**

情報なし

**遅発性症状の最も重要な徴候症状**

情報なし

**応急措置をする者の保護**

救助者は、状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。

医師に対する特別な注意事項  
情報なし

5. 火災時の措置

**適切な消火剤**

水噴霧、粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素を使用する。

**使ってはならない消火剤**

火災が周辺に広がる恐れがあるため、直接の棒状注水を避ける。

**特有の危険有害性**

火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。

**特有の消火方法**

火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。

延焼の恐れのないよう水スプレーで周囲のタンク、建物等の冷却をする。

消火活動は風上から行う。

火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

**消火を行う者の保護**

消火作業の際は、適切な自給式の呼吸器用保護具、眼や皮膚を保護する防護服（耐熱性）を着用する。

6. 漏出時の措置

**人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置**

関係者以外の立ち入りを禁止する。

作業者は適切な保護具（「8 ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

**環境に対する注意事項**

周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける。

**封じ込め、浄化の方法及び機材**

危険でなければ漏れを止める。

少量の場合、ウエス、雑巾等でよく拭き取り適切な廃棄容器に回収する。

大量の場合、盛土等で困って流出を防止する。

取扱いや保管場所の近傍での飲食の禁止。

すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火災の禁止）。

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

**取扱い**

技術的対策

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。

安全取扱注意事項

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。

容器を接地すること、アースをとること。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

接触回避

混触禁止物質

衛生対策

取扱い後はよく手を洗うこと。

**溶剤 A**

改訂日 2021年2月1日

**保管**

技術的対策  混触禁止物質 保管条件 容器包装材料	保管場所には危険・有害物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な照明及び換気の設備を設ける。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 酸化剤、還元剤等 直射日光を避け、冷暗所に保管する。高温物を近づけない。 破損や漏れの無い密閉可能な容器を使用する。
---------------------------------------	---

**8. ばく露防止及び保護措置**

**管理濃度**

トルエン 20 ppm  
 ベンゼン 1 ppm

**許容濃度（ばく露限界値、生物学的指標）**

ACGIH TLV-TWA (2015)  日本産業衛生学会（2015）	20 ppm（トルエン） TLV-TWA 0.5ppm Skin;A1 TLV-STEL 2.5ppm 50 ppm、188 mg/m <sup>3</sup> （トルエン） 1ppm 過剰発がん生涯リスクレベル 10-3 0.1ppm 過剰発がん生涯リスクレベル 10-4
--	---

**設備対策**

取り扱いの場所の近くに、洗眼および身体洗浄剤のための設備を設ける。  
 高温下や、ミストが発生する場合は換気装置を使用する。

**保護具**

呼吸用保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	必要に応じて保護マスクや呼吸用保護具を着用する。 手に接触する恐れがある場合、保護手袋を着用する。 眼に入る恐れがある場合、保護眼鏡やゴーグルを着用する。 必要に応じて保護衣、保護エプロン等を着用する。
--	--

**9. 物理的及び化学的性質**

物理状態、色 臭い（閾値） 融点／凝固点 沸点又は初留点及び沸騰範囲 可燃性 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界 引火点 自然発火点 分解温度 pH 動粘性率 溶解度 n-オクタノール／水分配係数 蒸気圧 密度及び／又は相対密度 相対ガス密度 粒子特性	無色透明液体 芳香族臭 情報なし △△℃ 情報なし 情報なし ○○℃（密閉式） 情報なし 情報なし 情報なし 情報なし 水：不溶 情報なし 情報なし 情報なし 情報なし 情報なし
--	---

溶剤 A

改訂日 2021年2月1日

10. 安定性及び反応性

反応性、化学的安定性	通常の取扱い条件下では安定である。
危険有害反応可能性	通常取扱い条件下では危険有害反応を起こさない。
避けるべき条件	直射日光を避け、冷暗所に保管する。
混触危険物質	酸化剤、還元剤等
有害な分解生成物	火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

製品の有害性情報

情報なし

成分の有害性情報

トルエン

急性毒性（経口）	ラット LD <sub>50</sub> =5,000 mg/kg
急性毒性（経皮）	ラット LD <sub>50</sub> =12,000 mg/kg
急性毒性（吸入：蒸気）	ラット LC <sub>50</sub> =3,319-7,646 ppm
皮膚腐食性／皮膚刺激性	ウサギ7匹に試験物質 0.5 mL を4時間の半閉塞適用した試験において、中等度の刺激性を示した。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	ウサギ6匹に試験物質 0.1 mL を適用した試験において、軽度の刺激性を示した。
生殖毒性	ヒトにおいて、トルエンを高濃度または長期吸引した妊婦に早産、児に小頭、耳介低位、小鼻、小顎、眼瞼裂など胎児性アルコール症候群類似の顔貌、成長阻害や多動など報告される。また、「トルエンは容易に胎盤を通過し、また母乳に分泌されるとの報告がある。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	ヒトで 750 mg/m <sup>3</sup> を8時間の吸入ばく露で筋脱力、錯乱、協調障害、散瞳、3,000 ppm では重度の疲労、著しい嘔気、精神錯乱など、さらに重度の事故によるばく露では昏睡に至っている。ヒトで本物質は高濃度の急性ばく露で容易に麻酔作用を起こし、さらに、低濃度（200 ppm）のばく露されたボランティアが一過性の軽度の上気道刺激を示した。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	トルエンに平均29年間ばく露されていた印刷労働者30名と対照者72名の疫学調査研究で、疲労、記憶力障害、集中困難、情緒不安定、その他に神経衰弱性症状が対照群に比して印刷労働者に有意に多く、神経心理学的テストでも印刷労働者の方が有意に成績が劣った。また、嗜癖でトルエンを含有した溶剤を吸入していた19歳男性で、悪心嘔吐が続き入院し、腎生検で間質性腎炎が認められ腎障害を示した。
誤えん有害性	炭化水素であり、動粘性率は 0.86 mm <sup>2</sup> /s（40℃）である。

ベンゼン

急性毒性（経口）	ラット LD <sub>50</sub> =1,840 mg/kg
急性毒性（経皮）	ラット LD <sub>50</sub> >8,200 mg/kg
急性毒性（吸入：蒸気）	ラット LC <sub>50</sub> =44.66 mg/L（4時間値）
皮膚腐食性／皮膚刺激性	ウサギを用いた皮膚一次刺激性試験の結果、皮膚刺激性を有するとの報告がある。 ウサギを用いた皮膚累積刺激性試験の結果、皮膚刺激性を有するとの報告がある。

溶剤 A

改訂日 2021年2月1日

眼に対する重篤な損傷性／  
眼刺激性

ウサギを用いた眼刺激性試験の結果の記述から、ベンゼンは中等度 (moderate) の眼刺激性を示すと考えられる。  
6/9

発がん性

IARC(1987) グループ 1 ヒトに対して発がん性を示す  
ACGIH(2005) A1 ヒトに対して発がん性が確認された物質  
NTP(2005) K ヒト発がん性があることが知られている物質  
EPA(2000) A ヒト発がん性物質

生殖毒性

母動物毒性が示される用量で胎児毒性がみられるとの報告がある。

特定標的臓器毒性 (単回ばく露)

生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い  
ヒトでは「皮膚、鼻、口、咽頭への刺激」、「気管炎、喉頭炎、気管支炎、肺での大量出血」の報告がある。  
実験動物では「麻酔状態の際に呼吸障害が観察された」との報告がある。

特定標的臓器毒性 (反復ばく露)

呼吸器の障害  
眠気又はめまいのおそれ  
ヒトについては「骨髄の形成不全、過形成もしくは正常芽細胞をとまなう血球減少症、血液毒性、再生不良性貧血による死亡例」、「横断性脊髄炎」、「頻発性頭痛、疲労感、睡眠障害及び記憶障害、白血球、赤血球数の減少及び平均赤血球容積の増加」等の記述が見られる。  
実験動物では「リンパ球、赤血球数の減少及び循環赤血球と好中球の形態異常、脾臓有核細胞、循環赤血球及びリンパ球数の減少、白血球数減少、骨髄細胞充実性の減少、骨髄多能性幹細胞数の減少」、「赤血球、白血球、リンパ球、ヘマトクリット減少、及び平均赤血球容積の増加、大腿骨 B、脾臓 T,B 及び胸腺 T リンパ球の持続的減少」等の記述が見られる。  
実験動物に対する影響は区分 1 に相当するガイダンス値の範囲で見られた。

誤えん有害性

長期又は反復ばく露による中枢神経系、造血系の障害  
「この液体を飲み込むと、誤嚥により化学性肺炎を起こす危険がある。」との記載がある。  
炭化水素であり、動粘性率は 0.740 mm<sup>2</sup>/s (25°C) (CERI 計算値)である。  
飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ

1 2. 環境影響情報

製品の環境影響情報

生態毒性 情報なし  
残留性・分解性 情報なし  
生体蓄積性 情報なし

7/10

溶剤 A

改訂日 2021年2月1日

土壌中の移動性 情報なし  
 オゾン層への有害性 該当しない

成分の環境影響情報

トルエン

水生環境急性有害性 甲殻類 (Ceriodaphnia dubia) 48 時間 EC<sub>50</sub> = 3.78 mg/L  
 水生環境慢性有害性 甲殻類 (Ceriodaphnia dubia) 7 日間 NOEC = 0.74 mg/L  
 残留性・分解性 2 週間での BOD による分解度 : 123%  
 生体蓄積性 log Kow = 2.73  
 土壌中の移動性 情報なし  
 オゾン層への有害性 該当しない

ベンゼン

水生環境急性有害性 魚類 ニジマス LC50 5.3mg/L/96H  
 水生環境慢性有害性 魚類 ニジマス LC50 5.3mg/L/96H  
 急性毒性が区分 2、生物蓄積性が低いと推定されるものの (log kow = 2.13 63)、急速分解性がない (BOD による分解度 : 40% 64)) ことから、区分 2  
 残留性・分解性 BOD による分解度 : 40%  
 生体蓄積性 log kow = 2.13 63  
 土壌中の移動性 情報なし  
 オゾン層への有害性 該当しない

1 3. 廃棄上の注意 :

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。  
 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。

汚染容器及び包装

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。  
 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

陸上輸送 (ADR/RID の規定に従う)

国連番号 1993  
 品名 その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの  
 国連分類 3  
 副次危険性 該当しない  
 容器等級 II

## 溶剤 A

改訂日 2021年2月1日

### 海上輸送（IMOの規定に従う）

国連番号	1993
品名	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの
国連分類	3
副次危険性	該当しない
容器等級	II
海洋汚染物質	該当する
IBCコード	ベンゼン 351、トルエン 260

### 航空輸送（ICAO/IATAの規定に従う）

国連番号	1993
品名	その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの
国連分類	3
副次危険性	II
容器等級	1993

### 国内規制

陸上規制情報	消防法、道路法に従う
海上規制情報	船舶安全法に従う
海洋汚染物質	該当しない
航空規制情報	航空法に従う

### 緊急時応急措置指針（容器イエローカード）番号

127

### 特別の安全対策：

輸送に際しては、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

### 15. 適用法令

- \* 化学品に SDS の提供が求められる国内法令（化管法、安衛法、毒劇法）について記載する。
- |               |  |
|---------------|--|
| 化学物質排出把握管理促進法 | ・ 特定第 1 種指定化学物質（ベンゼン）（0.1 質量%以上を含有する製品）  |
| 労働安全衛生法       | ・ 第 1 種指定化学物質（トルエン）（1 質量%以上を含有する製品）<br>・ 名称等を表示すべき危険物及び有害物（トルエンを 0.3 重量%以上含有する製剤その他の物、ベンゼンを 0.1 重量%以上を含有する製剤その他の物）<br>・ 名称等を通知すべき危険物及び有害物（トルエンを 0.1 重量%以上を含有する製剤その他の物、ベンゼンを 0.1 重量%以上を含有する製剤その他の物）<br>・ リスクアセスメントを実施すべき危険有害物（トルエン、ベンゼン）<br>・ 作業環境評価基準（トルエン、ベンゼン）<br>・ 危険物 引火性の物（引火点が 0°C以上 30°C未満のもの）<br>・ 特定化学物質第 2 類物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物）<br>・ 特定化学物質特定第 2 類物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物）<br>・ 特別管理物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物）<br>・ 第 2 種有機溶剤（トルエンを 5%を超えて含有するもの） |

## 溶剤 A

改訂日 2021年2月1日

毒物及び劇物取締法	・劇物（トルエン）
* その他の適用される法令の名称を含めることが望ましい。	
化学物質審査規制法	・優先評価化学物質（トルエン、ベンゼン）
労働基準法	・疾病化学物質（トルエン、ベンゼン）
消防法	・第4類引火性液体 ・第一石油類 非水溶性液体
大気汚染防止法	・特定物質（ベンゼン） ・指定物質（ベンゼン） ・有害大気汚染物質、優先取組物質（トルエン、ベンゼン）排気
水質汚濁防止法	・有害物質（ベンゼン） ・指定物質（トルエン）
悪臭防止法	・特定悪臭物質（トルエン）排気
海洋汚染防止法	・危険物（トルエン、ベンゼン） ・有害液体物質（Y類物質）（トルエン、ベンゼン）
航空法	・引火性液体
船舶安全法	・引火性液体類
港則法	・その他の危険物・引火性液体類
土壌汚染対策法	・特定有害物質（ベンゼン）
高圧ガス保安法	・圧縮ガス ・可燃性ガス ・毒性ガス（ベンゼン）
麻薬及び向精神薬取締法	・麻薬向精神薬原料（トルエン）（50%を超える含有物）

### 16. その他の情報

#### 参考文献

####株式会社提供資料

NITE GHS 分類結果一覧（2015）

日本産業衛生学会（2015）許容濃度等の勧告

ACGIH, American Conference of Governmental Industrial Hygienists (2015) TLVs and BEIs.

【注意】本 SDS は、JIS Z 7253:2019 に準拠し、作成時における入手可能な製品情報、有害性情報に基づいて作成していますが、必ずしも十分ではない可能性がありますので、取扱いにはご注意ください。本 SDS の記載内容については、新しい知見等がある場合には必要に応じて変更してください。また、注意事項等は通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には用途・条件に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。

10 / 10

## 4.4 化管法に基づくラベルの作成方法

化管法に基づくラベルには、化管法 SDS 省令第 5 条にて規定されている 6 項目について記載する必要があります（3.5.2 項参照）。

### 化管法に基づくラベルの記載項目

ラベルの記載の詳細な内容につきましては、JIS Z 7253 「6 ラベルに必要な情報及びその内容の決定手順」に適合するよう努めてください。

なお、GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意喚起語、絵表示、危険有害性情報及び注意書きの詳細については、JIS Z 7253 附属書 A（規定）「危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素」、附属書 B（規定）「危険有害性情報の文言及び危険有害性情報のコード」及び附属書 C（規定）「注意書きの文言及び注意書きのコード」をご参照ください。

#### 項目 1 指定化学物質の名称／製品名称

化管法指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の名称を記載する項目です。

記載内容	<化学物質名>・・・指定化学物質の場合 <製品名>・・・指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の場合 ※SDS の名称と一致させてください。なお、製品の名称として略式名を記載する場合にはその名称を SDS にも記載してください。
------	---

#### 項目 2 注意喚起語

GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意喚起語を記載します。

記載内容	GHS で使用する注意喚起語は、“危険”及び“警告”です。
------	-------------------------------

#### 項目 3 絵表示

GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた絵表示（2.3 項参照）を記載します。

記載内容	ラベルに用いる絵表示は、一つの頂点で正立させた正方形の背景の上に黒いシンボルを置き、はっきり見えるように十分に幅広い赤い枠で囲みます。危険有害性の絵表示は、1 cm <sup>2</sup> 以上の面積をもつことが望ましいです。
------	--

## 項目 4 危険有害性情報

GHS の各危険有害性区分に割り当てられた危険有害性情報を記載します。

記載内容	危険有害性情報とは、GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた文言で、該当化学品の危険有害性の性質及びその程度を示します。
------	---

## 項目 5 貯蔵又は取扱い上の注意

GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意書きを記載します。

記載内容	注意書きは、貯蔵及び取扱いから生じる被害を防止するため、又は最小にするために取るべき推奨措置について規定した文言です。 ラベルには、表示を行う者が適切な注意書きを選択し、記載します。
------	--

## 項目 6 会社情報

化管法指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の提供者に関する情報を記載する項目です。

記載内容	<社名、住所と連絡先>・・・法人の場合 <氏名、住所と連絡先>・・・個人事業者の場合 ※緊急連絡先についても記載することが望ましいです。
------	--

### 化管法に基づくラベル作成例（溶剤 A | トルエン/ベンゼンの混合物）

製品名称： 溶剤 A	
	
絵表示	
* 化管法では、成分の記載は不要です。	
危険	
危険有害性情報：	注意喚起語
引火性の高い液体及び蒸気 皮膚刺激 眼刺激 吸入すると有害 発がんのおそれの疑い 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ 授乳中の子に害を及ぼすおそれ 中枢神経系の障害 呼吸器への刺激のおそれ 眠気又はめまいのおそれ 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、腎の障害 水生生物に非常に強い毒性	

長期継続的影響により水生生物に有害

**注意書き：**

**【安全対策】**

使用前に取扱説明書を入手すること。  
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。  
容器を密閉しておくこと。  
容器を接地しアースをとること。  
防爆型の【電気機器／換気装置／照明機器／…】を使用すること。  
火花を発生させない工具を使用すること。  
静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。  
妊娠中授乳期中は接触を避けること。  
取扱い後は…をよく手を洗うこと。  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。  
環境への放出を避けること。  
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

**【応急措置】**

気分が悪いときは医師／…に連絡すること。  
気分が悪いときは、医師の診察／手当を受けること。  
特別な処置が必要である（このラベルの…を見よ）。  
皮膚に付着した場合：多量の水／…で洗うこと。  
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。  
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当を受けること。  
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当を受けること。  
眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当を受けること。  
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。  
火災の場合：消火するために…を使用すること。  
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水【又はシャワー】で洗うこと。  
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
漏出物を回収すること。

**【保管】**

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。  
施錠して保管すること。

**【廃棄】**

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

会社：####株式会社  
住所：〒123-#### 東京都#####  
Tel：03-####-####  
Fax：03-####-####

## 4.5 GHS 混合物分類判定システム

### 4.5.1 GHS 混合物分類判定システムの主な機能

GHS 混合物分類判定システムは、事業者による混合物の GHS 分類の実施を支援することを目的としたシステムです。このシステムは、国連 GHS 文書改訂 6 版、JIS Z 7252 : 2019 及び事業者向け GHS 分類ガイダンスの内容に基づいた製品の GHS 分類判定、ラベル情報の出力等に対応した機能を備えています。また、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）で公開された約 3,000 物質（平成 18～30 年度 GHS 分類実施分）の政府による GHS 分類結果を予め搭載しています。詳細な利用手順については、GHS 混合物分類判定システムの各種操作説明書等<sup>22</sup>をご確認ください。

#### システムの利用にあたっての免責事項

経済産業省は本システムから得られた結果等に起因して被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。本システムから得られた結果等については、本システムの利用者の責任において活用して下さい。

手順	概要
1. 会社情報登録	システム初回利用時に、『オプション設定』より、ラベル要素に出力する会社情報を登録。
2. 製品登録	『製品情報管理』より、製品に関する情報（組成等）を登録し、GHS 分類判定を行う。GHS 分類判定結果から生成されたラベル要素を確認後、保存。
3. 化学物質情報登録	標準搭載されていない化学物質がある場合や、新たに化学物質のデータを登録したい場合等に、『化学物質情報管理』より、製品組成として登録する化学物質の情報を登録。
4. ラベル要素出力	『ラベル要素出力』より、「2. 製品登録」で作成したラベル要素を Excel かテキスト(TSV)ファイルで出力。

#### 【システムの利用フロー】



<sup>22</sup> GHS 混合物分類判定システム操作説明書

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs\\_manual\\_2020\\_ver6\\_0/operating\\_manual\\_jp.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_manual_2020_ver6_0/operating_manual_jp.pdf)

## 【各機能の説明】

本システムは、主に以下の4つの基本機能を備えています。これらの機能を用いて、混合物のGHS分類を実施し、ラベル要素を出力します。

主な機能	概要
GHS分類の自動類推機能 および ラベル要素出力機能	入力された製品の基本情報（形状、引火点など）と組成情報（含有物質、含有率）から、GHS分類の類推を行います。また、その結果に基づいたラベル要素の出力を行います。GHS分類は、国連GHS文書改訂6版を基にした「UN」とJIS Z 7252:2019を基にした「JIS」の二つから選択することが可能です。
製品情報管理機能	登録した製品の基本情報、組成情報をシステム内に保存することが出来ます。登録情報を呼び出すことで、情報の修正や、コピー登録も可能です。
化学物質情報管理機能	デフォルトで、平成18～30年度までに独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）で公開された約3,000物質の政府によるGHS分類結果を搭載しています。公開データ以外の物質については、利用者にて登録することが可能です。登録した物質は製品情報登録時の組成情報として使用することが出来ます。
製品情報、物質情報の エクスポート、インポート	製品情報および物質情報を指定のフォーマット（TSV）で出力（エクスポート）、入力（インポート）する事が可能です。

以下に示す本システムの独自機能を用いることで、GHS分類やラベル要素の出力をする際、細かな設定をすることが可能です。

独自機能	概要
複数出典管理機能	1つの化学物質に対して、複数のGHS分類情報（本システムでは『出典』と呼びます）を管理することが可能です。また、出典情報に優先度を設定し、情報がないときのみ下位の出典情報を利用することも可能です。これにより、物質のGHS分類情報を複数の出典にまたがり補完することが可能です。
臓器種名統合機能	特定標的臓器毒性（単回ばく露、反復ばく露）の分類判定の際に表示される臓器の名称を本システム独自の統合ルールに基づいて系統ごとに統合することが可能です。これによりラベル要素の簡略化をすることが可能です。
注意書き絞り込み機能	本システム独自のルールに則り注意書きのフレーズを4段階に絞り込む事が可能です。これによりラベル要素の簡略化をすることが可能です。

## 4.5.2 GHS 混合物分類判定システム利用にあたっての留意点

### 本システム利用にあたっての注意

- ・ 本システムでは、基本的に物理化学的危険性の分類はできないため、物理化学的性状は各自での入力が必要となります。
- ・ 本システムに未搭載の化学物質がある場合  
「化学物質情報管理」にて新規登録が必要となります。
- ・ 本システムで水溶液の GHS 分類を行う場合  
「水 (H<sub>2</sub>O)」については、本システムに予め登録されていないため、「化学物質情報管理」にて新規登録が必要となります。なお、登録の際、有害性分類を全て区分外としてください。

※ 「化学物質情報管理」にて登録を行う際の注意点

「化学物質情報管理」にて登録を行う際は、「出典」の選択が必須です。事前に「オプション設定」にて「GHS 分類出典情報」の追加を行ってください。

### 本システム独自のロジック

本システムでは、システム化のため、GHS 分類の原則に一部ロジックを追加した仕様となっています。本システムで採用しているロジックについては、「GHS 混合物分類判定システム」分類方法の補足事項<sup>23</sup>をご参照ください。

例)

- ・ 本システムに標準搭載されている政府による GHS 分類結果に関して、区分が細分化されていない分類結果については、システム独自で細区分を行っています。  
※ システムでは細区分を採用しています。事業者情報を採用して分類実行する場合、入力情報として、細区分を入力する必要があります。
- ・ エアゾールの判定については、本システムでは便宜的に「気体」として分類する仕様となっています。

このほか、本システムに関して事業者等からよくある質問をまとめた Q&A<sup>24</sup>が経済産業省のホームページに掲載されていますので、ご参考にしてください。

<sup>23</sup> 「GHS 混合物分類判定システム」分類方法の補足事項

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs\\_manual\\_2020\\_ver6\\_0/supplementary\\_2\\_document\\_jp\\_ver6\\_0.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_manual_2020_ver6_0/supplementary_2_document_jp_ver6_0.pdf)

<sup>24</sup> GHS 混合物分類判定システムに関する Q & A

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/ga/5.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/ga/5.html)

化管法関連の参考資料一覧

目的	コンテンツ	URL	
PRTRについて 知りたい	経済産業省 HP	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html</a>	経済産業省
	PRTRについて (平成24年度版)	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/files/PRTR_2012_panph.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/files/PRTR_2012_panph.pdf</a>	経済産業省
	PRTRに関する Q&A	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/manual_faq.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/manual_faq.html</a>	経済産業省
SDSについて 知りたい	経済産業省 HP	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html</a>	経済産業省
	化管法 SDS 標準的な書式 (JIS Z7253 対応版)	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html</a>	経済産業省
	JIS Z 7253:2019 GHSに基づく化学品の危険有害性 情報の伝達方法ーラベル、作業場 内の表示及び安全データシート (SDS)	⇒ 日本産業標準調査会 HP から検索して ください。	日本産業標準調査会
	化管法に基づく SDS・ラベル作 成ガイド(本資料)	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2020/SDS_guidance_2020.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2020/SDS_guidance_2020.pdf</a>	経済産業省
	ーGHS 対応ー化管法・安衛法 におけるラベル表示・SDS 提供 制度	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2020/GHSpamphlet_2020.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2020/GHSpamphlet_2020.pdf</a>	経済産業省
	化管法 SDS 制度に関する Q&A	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html</a>	経済産業省
GHS 分類につ いて知りたい	政府向け GHS 分類ガイダンス 事業者向け GHS 分類ガイダ ンス	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html</a>	経済産業省
	JIS Z 7252:2019 GHSに基づく化学品の分類方 法	⇒ 日本産業標準調査会 HP から検索して ください。	日本産業標準調査会
	政府による GHS 分類結果	<a href="https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html">https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html</a>	独立行政法人製品評 価技術基盤機構
	GHS 混合物分類判定システム	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_auto_classification_tool_ver4.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_auto_classification_tool_ver4.html</a>	経済産業省
	GHS 混合物分類判定システム に関する Q&A	<a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/5.html">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/5.html</a>	経済産業省
	評価基準値を 検索したい	NITE-CHRIP(化学物質総合情 報提供システム)	<a href="https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop">https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop</a> ※NITE-CHRIP は、国内法規制情報、外国法規制情報、有害性・リスク評価情 報(GHS 分類結果など)、試験結果・試験報告書などの情報を検索することが出 来ます。
JICA BIGDr(ビクドクター)		<a href="https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/top">https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/top</a>	一般財団法人日本化 学工業協会
chemi COCO(ケミココ)-基準 値・指針値		<a href="http://www.chemicoco.env.go.jp/reference.html">http://www.chemicoco.env.go.jp/reference.html</a>	環境省
事業所周辺の 環境中濃度を 推計したい	PRTR マップ	<a href="https://www.prtrmap.nite.go.jp/prtr/top.do">https://www.prtrmap.nite.go.jp/prtr/top.do</a>	独立行政法人製品評 価技術基盤機構
	METI-LIS(経済産業省低煙源 工場拡散モデル)	<a href="http://www.jemai.or.jp/tech/meti-lis/download.html">http://www.jemai.or.jp/tech/meti-lis/download.html</a>	産業環境管理協会
	AIST-ADMER(産総研ー曝露・ リスク評価大気拡散モデル)	<a href="https://www.aist-riss.jp/software/20311/">https://www.aist-riss.jp/software/20311/</a>	国立研究開発法人産 業技術総合研究所
化学物質管理 の新着情報に ついて知りたい	NITE ケミマガ	<a href="https://www.nite.go.jp/chem/shiryo/chemimag.html">https://www.nite.go.jp/chem/shiryo/chemimag.html</a>	独立行政法人製品評 価技術基盤機構
	ケミマガ(みずほ情報総研株式 会社)	<a href="https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/mailmagazine/chemimag/index.html">https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/mailmagazine/chemimag/index.html</a>	みずほ情報総研株式 会社

**化学物質排出把握管理促進法（化管法）**

**経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質リスク評価室**

〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

TEL : 03-3501-0080

FAX : 03-3580-6347

【化管法に関する HP】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

【GHS に関する HP】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html)

【化管法に基づく SDS の提供に関するお問い合わせ】

[sds-meyasubako@meti.go.jp](mailto:sds-meyasubako@meti.go.jp)